

國第百八十六回
參議院農林水產委員會

会議録第十八号

平成二十六年六月十九日(木曜日)

午前十時開會

委員の異動
六月十九日 辛丑

中泉 松司君

230

出席者は左のとおり

里事

卷

義完義

國務大臣 農林水產委員長 坂本哲志君

本田の会議に付した案件

○農林水産に関する調査

第八部 農林水產委員會會議錄第十八號 平成二十六年六月十九日 參議院

飾など様々な使われ方をしており、その用途や場面によつて種類、品種、色など細かく異なるなど、極めて嗜好性の高い品目であると言えます。

花きの産出額は、平成七年には六千二百億円となり、そして七千億円まであと一步のところまで増加をしてきましたが、その後減少に転じ、現在は三千七百億円の規模まで縮小しております。国は、政策目標として、花きの産出額を現在の三千七百億円から来年度に四千億円台に押し上げ、輸出額を八十三億円から平成三十二年には百五十億円へ拡大するなどを掲げています。

花きは極めて多様な品種が求められることなどから、ほかの品目に比べ、民間や個人育種家を中心とした育種が盛んに行われているとともに、花き生産者の四十五歳未満が約二割を占めるなど、若い世代の発想が経営に生かされている分野であり、育種や栽培の技術は世界トップレベルにあると聞いております。

一方、輸入品も多く入つてきています。花きの輸入の多くは切り花類であります。カーネーションの輸入は、数量で平成十四年には二割に満たなかつたものが、十年後の現在、約五割が輸入品で賄われるまでに増加しております。主にコロンビアなどからの輸入となつておりますが、日本が、産地から日本国内に入つてくるまでのコールドチーンが整備されており、日もち性を高めることで取組が国策として徹底されているということであります。

我が国の輸出は、平成二十五年の実績で約百億円の規模となつていて、その九四%は植木や盆栽などであります。一方で、国内の花き産出額の大半を占める切り花の輸出額は二億円弱となつております。世界から評価を受ける日本の切り花の可能性は本来こんなものではないはずです。

本法案第五条において、国を始めとする地方公共団体、花き団体等の関係者が一丸となつて花き産業と花き文化の振興、発展に取り組むことを求めています。ここで、まず林農林大臣の意気

込みをお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 今日は委員会室に花を飾つていただき、大変に花のすばらしさというのを再認識させていただきながら答弁をさせていただくこと、大変有り難く思つております。

花きは、食用作物というわけではないわけですが、ますよう、やはり今日の委員会でも感じております。いまだに、国民生活において安らぎや潤いを与えて、また生産面ということでいうと農地保全という面でも極めて重要な役割を担つてゐるところです。

切り花の輸入量、今委員からもお触れになつていただきましたが、平成七年に七億本であったのが平成二十四年に十四億本と倍増しております。国産花きの産出額が減少傾向で推移しておりますので、国産花きの生産、流通体制の強化が求められているところでございます。

平成二十四年にオランダ・フェンロー市で二〇一二年フェンロー国際園芸博覧会、フロリアード二〇一二」という名前だそうですが、ここで日本から出展されたシンビジュムが品種コンテストで最高得点九・九〇というものを獲得したのを始め、会期中、常に数多くの季節の花を展示した日本政府の出展ブースが金賞を受賞するなど、日本の花きは国際的に高い評価を得ているところでございます。

こうした中で、この花きの振興のために後押しをする法律が制定されるということは極めて重要なことだと考えておりまして、この法律が成立した暁に花き産業の所管省庁として、ほかの関係省庁と一緒に連携の上、花き産業と花き文化、この振興策をしっかりと講じてまいりたいと、こういうふうに思つております。

○馬場成志君 ありがとうございました。

今回の花き振興法でありますけれども、花きといふ名称につきましても発音の部分からいろいろな意見が既に出ておるようでありますけれども、それ以前に、どこからどこまでが花きの今回の振興法案に入るんだろうかというような声が出てきておりました。

おりますので、ここで花きの定義についてお聞かせをいただきたいたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 馬場先生の御質問にお答えいたします。

花きの定義でございますが、広辞苑等によりますと、花きは、食用作物といふわけではないわけでござりますが、やはり今日の委員会でも感じております。いまだに、国民生活において安らぎや潤いを与えて、また生産面とすることとされまして、また花壇用の苗物のほか、芝類がありまして、盆栽や観葉植物といったような鉢物、植木といった

ような花木類、また球根類、あるいはパンジー等の花壇用の苗物のほか、芝類がありまして、盆栽や観葉植物も花きに含めるのが一般的と相なつているところでございます。

○馬場成志君 要は、全てのものがここに含まれるということだとうふうに思います。改めて私の方からも、また政府の方からも国民の皆様方に誤解のないよう、簡単なことでありますので、しっかりとアナウンスしていただきたいと思いま

す。

また、花や緑を育てる機会を持つ花育についてお尋ねをしますが、情操教育や文化の継承の面から見ても非常に重要なことであります。この花育についてはこれまで業界団体を中心に取組が行われてきました。平成二十二年の花き産業振興方針の中では、実践者から花材等の提供や活動を支援する人材の確保等を求める声があることや、小学校や幼稚園における花育への取組はまだ点的であつて面的には広がっていないということなどの指摘があつております。

本法案第十六条、国及び地方公共団体は、児童、生徒に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めるとされております。花育について、農林水産省、文部科学省における現在の取組と課題について伺い、また今後の連携をどう図つていくのかということについてお尋ねをしたいとふうに思います。

○政府参考人(森本博司君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、花育は子供たちが生物に

親しみ愛護するような情操教育を育む観点から非常に大事だと考えております。現在、学校における花育は、小学校の生活科あるいは理科、あるいは技術・家庭などの様々な学習活動の中で、花などの植物を育てたりしながら生物育成に関する基礎的、基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、生物に親しみ愛護する態度を育てるなどの指導を行つてゐるところでございます。また、自分たちの学校の生活をより豊かにしていくという観点から、花壇などを利用しました栽培活動などを行つてゐるところでございます。

これらに加えまして、現在、農林水産省においては、子供たちの生け花や寄せ植え作りなどの花育体験、あるいは学校の教員を対象としました研修会など、花育の趣旨を踏まえた様々な取組が学校の中で始まつてゐるところでございます。

文科省としましては、今後とも、農林水産省、あるいは全国の花育を推進される活動推進協議会などの関係機関と連携を深めながら、学校現場において花育の取組が一層充実するように取り組んでまいりたいと存じます。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今、文科省の方からお話をあつたとおりでございますが、私どもいたしましては、特に平成二十六年度から国産花きイノベーション推進事業といったものを開始しております。その中で花育を推進しているところでございます。この事業を活用いたしまして、各都道府県における小中学校等での生け花や寄せ植え作り等を行う花育体験等、こういったようなものを支援するとともに、文部科学省を始めとする関係省庁とも十分連携いたしまして花育活動の普及推進を図つてまいりたいと、このように考えて

いるところでございます。

○馬場成志君 しっかりと成果が出るよう、これまでの取組を充実させていただくとともに、また新しい取組も両省連携を取つてやっていただきたいとふうに思います。

次に、養豚農業振興法案についてお尋ねをしま

すが、本法案では、国及び地方公共団体は、養豚農家の経営の安定、国内由来飼料の利用の増進、豚の飼養衛生管理の高度化、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大、豚肉の流通の合理化、養豚農家に対する情報の提供等の援助等、以上について必要な施策を講ずるよう努めることとしております。

まず、本法案第五条において国内由来飼料の利用増進を図ることを規定しています。国内由来飼料としての飼料用米は、今般の農政改革において戦略作物としてその増産が見込まれております。とりわけ、濃厚飼料を餌とする豚は飼料用米の需要先として役割が期待されていますので、どうつなげていくのか、今後の飼料用米の利用拡大を図るためにどのような施策を推進しようとしているのか、伺います。

また、あわせて、近年、食品リサイクル取組の推進に伴い、食品残渣の七割が再生利用され、そのうち四分の三が飼料となるなど活用が進んでおるとは聞いておりますが、まだ未利用の食品残渣も飼料化可能なものがあると思います。養豚農業はこうした食品残渣飼料の活用を通じた循環社会の形成にも大きな役割を果たす産業であると高く評価をいたしております。食品残渣の飼料利用の一層の拡大のため今後どのように取り組むのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今、馬場先生の方から御指摘いただきましたように、養豚農業につきましては、国民の食生活の安定、あるいは地域経済に貢献するとともに、国内由来飼料の利用等を通じまして、いわゆる循環型社会の形成や食料自給率の向上に寄与することのできる重要な産業というふうに考えておりますが、特に養豚農業は飼料米やエコフィードといった国内由来飼料

の重要な役割となっているところでございます。

このため、まず飼料米でございますが、これにつきましては、畜産農家から新しく上げられております約七万三千トンの新たな利用希望について現在耕種農家とのマッチングに努めているところでございます。また、配合飼料メーカーの団体からは、平成二十六年産につきまして約四十一万トン、中長期的には約二百万吨の利用希望が五月に発表されたところでございまして、この団体と産地側とのマッチングにこれまで努めているところでございます。さらに、耕種側における乾燥調製貯蔵施設の整備、あるいは畜産側で必要となります加工・保管施設の整備や機械導入の支援といった耕畜双方にわたる支援を現在行っているところでございます。

また、エコフィードにつきましては、やはり適切な分別方法の普及、あるいは飼料化が進んでいない小売、外食由來の食品残渣の利用拡大といつたことが大事かというふうに考えておりまして、また、畜産収益力向上緊急支援リース事業によりまして、機械導入や、制度資金による施設整備への支援による養豚経営におけるエコフィードの利用体制の整備等の支援を現在行っているところでございまして、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

最後に、もう時間がなくなつてしまいましたので、この養豚農業に対する農林水産大臣の意気込みを聞かせていただき、質問の締めとしたいと思いますが、國務大臣(林芳正君) この養豚農業でございますが、国民の重要なたんぱく資源の供給源として国民の食生活の安定に寄与しまして、食肉生産、加工等を通じて地域経済にも貢献をする、またエコフィードや飼料用米、今お触れただきました、こういうものの利用や排せつ物、バイオガスというものがございますが、こういう利活用等をございまして、是れ、皆さんも諒早にお越しいただいております。

実はこのウナギは私の出身地である諒早の名物でございまして、赤茶色の樂焼という器を使って蒸した独特のから焼きでございます。ふつくらとうかりと取り組んでいただいていることはたくさんあります。

○馬場成志君 今回の法案につきましては、このことでまた新しいメニューがたくさん増えてくるということだけではなくて、今までもしっかりと取り組んでいただいていることはたくさんあります。

○古賀友一郎君 おはようございます。自由民主

党の古賀友一郎でございます。

今日はきれいな花が飾ってあります。

大変委員会の雰囲気も変わるものでございますけれども、先ほど林大臣からは、この花にふざわしい、心和むような質問をというお話をございましたけれども、なかなか取り扱うテーマは深刻なものばかりでございますので、よろしくお願ひいたします。

○馬場成志君 おはようございます。

私はこのウナギは私の出身地である諒早の名物でございまして、是非、皆さんも諒早にお越しいただいて御賞味いただければと思うところでございまして、是れ、皆さんも諒早にお越しいただいて、普通のかば焼きではちょっともう満足できな

いという感覚になつておるんですけども、実はその味が当たり前となつてゐるわけでございま

すけれども、私はそういうことで子供の頃から

その味が当たり前となつてゐるわけでございま

が、ニホンウナギが国際自然保護連合のレッドリストで絶滅危惧種に指定をされたということあります。そのランクたるやトキとかパンダと同じレベルだというので、ちょっとこれは極端な感じはいたしますけれども、昨年の二月の段階ではもう既に環境省が指定する国内のレッドリストには載っていたということありますので、大変心配な状況であるということはもう間違いないというふうに思います。

今回のレッドリストの掲載は直ちに規制を伴うというものではないということありますけれども、これを契機として国際的輸出入を規制するワシントン条約の対象になることも懸念されるところでございまして、実際にもヨーロッパウナギについてはもう四年前から実質的に輸出禁止の状態になっているというふうに聞いております。もしニホンウナギもこうした状況になってしまふと、シラスウナギまでカウントいたしますと実に八割以上を輸入に頼っている我が国としては、極めて大きな影響を受けるというわけでございます。

ウナギというのはその生態が謎めいているといふことで、近年はマリアナ海溝付近で産卵をして驚くほど広い範囲で移動をしているということも分かってきたということだけに、ウナギの資源管理には国際的に協調した取組ということも重要なふうに認識しております。

そこで、お伺いしたいのは、今回のレッドリスト掲載を契機いたしまして、ウナギの資源管理、これにどのように取り組んでいくのかということ、輸出入規制の対象とならないように、第二の輪のようにならないように、どのように取り組んでいくのかという点についてお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(横山信一君) お答えいたします。ニホンウナギのIUCNのレッドリストに掲載をされたわけありますが、掲載をされるされないにかかわらず、シラスウナギの漁獲量というのは低迷をしておりますので、農林水産省としては、その対策が急務であるというふうに認識をし

ておるところでございます。

そこで、三點からこの資源管理を進めていこうということになつております。一つには、ニホンウナギの採捕は、日本だけではなく、韓国、中国、そして台湾という、ほかの国々でも採捕をされておりますので、日本だけが資源管理をしてもなかなか厳しいという状況がございます。そこで、国際的な資源管理をしっかりと取り組むための枠組み構築をしていこうということでございまます。二つ目には、シラスウナギの採捕、親ウナギ漁業、そしてウナギ養殖業の三位一体の取組を進めていこうということでございます。そして三つ目には、現在行つておりますウナギ養殖についての大量生産システムの技術開発を進めていこうということござります。

また、本日の委員会で御審議をいただいておりまして内水面振興法案が成立をすれば、その規定を活用してウナギ養殖業の実態把握を行うとともに、ウナギ養殖生産量を制限する方向で国際的な協議が合意に達した場合には、内水面振興法案の許可制度を活用して資源管理を推進してまいります。

このように、我が国や関係国による資源管理の取組についてしっかりと国際社会にアピールをしていくことが重要だというふうに考えておりまして、ワシントン条約に関係する国々の理解を進めまいりたいと考えております。

○古賀友一郎君 ありがとうございました。是非、しっかりと取り組んでいただきたいと思ってまいります。

ただ、一つちょっと申し上げておきたいのは、生産量の制限という点について、そこはともすれば極端に傾き過ぎるということも懸念をされますので、やはりそういうことになりますとも手が届きにくくなってしまうという事情もありますので、そこは資源管理と資源活用のバランスを取つて是非取り組んでいただきたいというふうに思つております。

そして、次に移りますけれども、漁業資源の減

少に悩んでいるのは何ものウナギだけではないということでおざいまして、特に閉鎖性水域である内水面の水生生物については私たちの生活排水が直接原因になっているという面もあるようでござります。

基本的には、湖とか河川の水については、これまで下水道あるいは浄化槽の普及によりまして水質自体は改善しているはずありますけれども、皮肉にも人間にとつての水質浄化の取組が水生生物にとっては大変悪い影響を与えているという指摘もあるようございまして、その代表例が塩素というわけであります。

浄化槽の水質検査では、殺菌作用のある塩素というものは検出することが求められているというのが現状でありますけれども、一方で、アユみたいに魚にとってはごく微量の塩素でも極めて悪影響を及ぼすというふうに指摘をされております。

そこでお伺いをしていきたいのは、浄化槽の残留塩素あるいは界面活性剤、これが内水面の水生生物に与える影響についてどのように評価をされておつて、今後どのように取り組んでいこうとしているのかをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(平岡英治君) 浄化槽の残留塩素や界面活性剤が内水面の水生生物にどのような影響を及ぼすのかという御質問でございますが、まず合成洗剤等に用いております界面活性剤でございまが、その原料となつておりますノニルフェノールあるいはLASといった物質につきましては、これらについては、現行の水質検査では、その目

標の洗剤等に用いております界面活性剤でございまが、その原料となつておりますノニルフェノールあるいはLASといった物質につきましては、これらについては、現行の水質検査では、その目

標の洗剤等に用いております界面活性剤でございまが、その原料となつておりますノニルフェノールあるいはLASといった物質につきましては、これらについては、現行の水質検査では、その目

標の洗剤等に用いております界面活性剤でございまが、その原料となつておりますノニルフェノールあるいはLASといった物質につきましては、これらについては、現行の水質検査では、その目

標

でござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござりますけれども、残留塩素が水生生物への影響

があるのではないかという御懸念というものは私

ども承知しております

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

と考えておりまして、今年度、どういう今濃度の実態になつておるのかといったことがありますと

つか、公共用水域の残留塩素をモニタリングをしま

してデータを収集するとか、あるいは見の収集

というものを今行つておるところでござります。

一方、御指摘のありました浄化槽から排出され

る残留塩素でございますが、塩素そのものは消毒

用いられて

いる

こと

で、重要なものはござります

と、このため、この点に

ついてしっかりと確認していくことが必要だ

<p

の間接強制によりまして、一日当たり四十九万円の制裁金を閑門派の原告の方々に支払うということになりました。国が支払う制裁金は国民の税金によって賄われるわけですから、私はこの問題は今回新たにステージに移つたというふうに思つております。つまり、九州地方の一地域の問題から全国民の問題に発展したというわけありますけれども、一般的の国民からすれば、こうした税金の支出は到底納得がいかないというふうに思います。

こうした責任が一体誰にあるのかということであります。まずは、かねてから申し上げておりますが、地元の声を一切無視して福岡高裁判決を確定させてしまつた菅元総理が挙げられるわけでありますけれども、それに加えまして、私は、政府の訴訟遂行上のミスもあつたと昨年十一月の当委員会で指摘をいたしました。つまり、閑門請求している漁業者が漁業補償契約の締結権限を漁協に委任していたという、そういう重要な事実を政府は裁判で主張、立証しなかつた。そのため、漁業補償と漁業権の行使は別だという福岡高裁の論理を許してしまつたわけであります。

これは要するに政府のミスを言わば利用して裁判所が閑門の請求を認めた、その判決を当時の総理が確定をさせたということをございまして、私に言わせれば今回の事態は、行政、司法、政治、その三者による言わば過ちの惑星直列、これによつて発生した人災だというふうに思つております。どこか一ヵ所でもまとめていてくれればこうした事態にはならなかつたという意味であります。その被害を受けたのは地元であります。その被害を受けたのは地元であります。そこでお伺いしたいのは、この制裁金支払という事態を招いた政府の責任を一体どのように考えておられるのかということと、一日も早くこの税金の浪費を止めるため政府はどうの取り組まれるおつもりか、お伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 謙早湾の干拓潮受け堤防排水門、これの閑門を求める間接強制でございましたが、今月十一日に、国から福岡高裁への抗告許可、執行停止の申立てに対し、最高裁への抗告を許可すると、この決定が出されました。執行停止については認められなかつたために、十二日から一日当たり債権者それにつき一万円、合計四十九万円になるわけですが、これを支払う義務が生ずることとなつたわけでございます。

この閑門を求める間接強制に関しては、これまで訴訟の場において国としての主張を申し述べてきましたわけでございますが、これが認められなかつたことは非常に残念に思つております。その一方で、福岡高裁が最高裁への抗告を許可をしたところでございます。したがつて、最高裁判に可能な限り早期の判断をいただきたいと考えております。

いずれにしても、国は閑門義務と閑門禁止義務、双方の相反する二つの義務を負つておりまして、いざれか一方の立場に立つことができない状況にあるわけでございます。引き続き、福岡高裁確定判決の執行力を認めないよう求める請求異議訴訟などの関連訴訟において国としての主張を申し述べるなど、こういう訴訟に適切に対応すると同時に、引き続き、やはり問題の解決に向けて関係者の皆様に対し粘り強く話し合いを呼びかけて接点を探る努力、これを続けてまいりたいと、こういうふうに思つておるところでござります。

○古賀友一郎君 先ほど、私、政府の責任をどう考へているのかというふうに申し上げましたけれども、そこにはやはりお触れにならないわけですね。そこに私は今回のやつぱり政府のスタンスというものがよく表れているんだなというふうに見ております。

昨年十二月十八日、私は、政府は話し合いで解決の道を模索すると言われるけれども、その話し合いはあります。そこに私は今回のやつぱり政府のスタンスというふうに申し上げたときは、政府は前例がないというようなことで非常に後ろ向きの御答弁であります。あつたんですけども、結局これはやるということがなつた。そのことは私は多としたいと思うでけれども、その訴えも併せて最高裁に持ち込んで、一日も早く統一的な判断を得られるよう裁判の迅速化、これに全力を政府は擧げるべきだというふうに考えておりますけれども、改めてもう一回、その辺の御決意をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 請求異議の訴えを含めた

重農村振興局長は、打開の道筋は見出せているわけではない、関係する当事者が歩み寄りの道を模索して納得するまで話し合う以外にないというふうに答弁をされました。

今回の事態を招いた原因者であり、最大の責任者は政府であります。その政府が、当事者同士を話し合させて解決しましようなどと言つてゐるわけであります。一体誰のせいでこんなことになつたのかと、私はその自覚が欠如しているとしか思えないわけであります。

私は、その話し合いをしましようという呼びかけが非常にむなしく聞こえてくるわけであります。裁判官が多少でもそれによる解決を期待をするというような部分があるとすれば、かえつて本当に争中の裁判の進行が遅くなるんじゃないかなといふことも心配をしております。

そこで、私は申し上げたいのは、そういう話合い、訴訟遂行とともに話し合いということで先ほど大臣はおつしゃいましたけれども、もはや、かくなる上は、今残つてゐる係争中の裁判を早く最高裁判に上げるべきではないかということあります。今大臣も最高裁の方に早く持つていくといふことをおつやつていただきました。その中には当然、福岡高裁確定判決の強制執行を排除するための裁判、これも今係争中であります。これは先ほど大臣も触れられました請求異議の訴えであります。

これは、昨年十一月に私がそれをやるべきだというふうに申し上げたときは、政府は前例がないというふうに申し上げたところではございませんでした。その目標を別に悪いと言つてはいるわけではないんですけれども、私は、目標というのは単にその実現可能性だけではなくて、目標の数字 자체に戦略的意味合いを持たせるべきだというふうに思つております。これぐらい食品残渣を……。

○委員長(野村哲郎君) 古賀友一郎君、時間が来ておりますのでまとめてください。

○古賀友一郎君 はい。

これぐらい食品残渣を飼料に活用できればこのくらいコストが下がつて、その結果、例えばこのその国と同じぐらいの国際競争力を持つとか、

それが眞の目標だ、というふうに思います。今年は農業・農村基本計画改定の年でございまして、いろんな目標についても議論することになつておりますので、この食品残渣活用の戦略目標についても是非併せて御検討いただきますようお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと存ります。

ありがとうございました。

○徳永エリ君 おはようございます。民主党・新緑風会の徳永エリでございます。

冒頭、質問通告をいたしておりませんけれども、長い間守り続けてきた農地を手放さざるを得なくなつた福島県の農家の方々をも深く傷つけた石原環境大臣の不適切な心ない発言に対し、林大臣はどのように受け止めおられるのか、大臣のお考えを一言だけお伺いしたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 詳細に発言を聞いたわけではありませんが、報道でもされております。ではございませんが、報道でもされております。言葉が足りなかつたところがあつたんではないかと、こういうふうに思いますが、大臣御自身で発言の真意について御説明をされ、誤解を招いたことに対しておわびをされておられるというふうに承知をしております。

これは、全ての閣僚が復興大臣になつたつもりで、こういうふうに総理からも我々指示をいたしております。被災地の方々の心に寄り添つて復興を最優先に取り組んでいく、この政権の方針に従つてしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○徳永エリ君 大変に強い怒りを感じております。この問題に関しては政府・与党では非とも適切な対応をよろしくお願い申し上げます。

それから、農林水産委員会、今国会も最終日でござりますので、TPPについて一応まとめておきたいなと思いまして、審議官にお越しいただきました。

七月にTPPの首席交渉官会合がカナダのバンクーバーで開かれるという一部報道がありました。これが事実なのでしょうか。また、これまで

の交渉の進捗状況と今後の予定についてお伺いいたします。

○政府参考人(瀧谷和久君) まずTPPに関する日米の協議でございますが、先週、六月の九日、十日でござりますが、自動車貿易を含む日米の並行交渉について事務レベルの協議が行われました。

今後ですが、恐らく今月末になるかと思いますが、大江首席交渉官代理とカトラー次席通商代表代行との間で再度の事務協議が行われる予定でございます。また、アメリカ以外の国々とも、これは担当者レベルが中心でござりますが、物品市場アクセスに関する交渉を精力的に行つて、アグセスに関する交渉を精力的に行つて、アグセスと分野ごとで対応は違いますけれども、ある分科会は今朝も電話会議などを行つて、そこでございまして、協議が行われているところでございます。

来月の首席交渉官会合は、近日中に正式に発表されます。

クーバーという報道が既になされていましたが、ちょっとと違うんじゃないかなと思いますが、いずれにしても近日中に正式に発表されると、七月の

前半に開催される方向で調整中だ、というふうに承認しているところでございまして、三日からバン

クーバーという報道が既になされていますが、

ちょうどと違うんじゃないかなと思いますが、いず

れにしても近日中に正式に発表されると、七月の

前半に開催される方向で調整中だ、というふうに承認しているところでございます。この会合で市場

アクセスとルールの分野について残された課題の間合いをできる限り詰めることができるように、事務レベルで集中的な取組を行つて、そこでござります。

○徳永エリ君 進捗状況についての御説明はいつも同じようなことで、果たして進展しているのかどうなのが非常に分かりづらいんですが。

ロイターニュースによりますと、複数の米政府高官がここ数週間の間に可能な限りの関税撤廃を求めると言つて、四月の日米首脳会談後、米国側に譲歩ムードも出始めているとしています。しかし、一方で、全米豚肉生産者協議会の代表はその講演の中でも、物品の市場アクセスト

あわせて、TPP参加国にも悪い前例となり、米国が受け取る恩恵が小さくなるおそれがあるとの考え方を示したということあります。

五月二十八日にも、全米豚肉生産者協議会は、豚肉への差額関税制度と全ての関税撤廃を求めると声明を出し、日本に対して完全な市場開放を迫つております。

養豚農家の方々は大変に心配しておられると思います。しかし現実には、関税だけではなく、知識的財産権や国有企業の問題、それからISD条項など難しい問題がたくさんあります。協定の早期成立が困難さを増す一方で、豚肉の関税問題に集中したり、非現実的な早期妥結予想が繰り返し宣伝される背景には、オバマ政権にとっての優先度は、もはやTPPの早期妥結ではなくて、中間選挙有利に戦うための宣伝効果や選挙資金獲得のための業界支援が重要なのではないかというふうにやるする人もいると聞いています。

いずれにせよ、米國の中間選挙は十一月です

で、米国議会もだんだんTPPどころではなくなつてくるというわけで、七月にもしバンクーバーでの首席交渉官会合が行われ、その後、閣僚会議がどうなるのか分かりませんが、この七月が年内の大きな山になるのかなと。

TPPはWTOのドーハ・ラウンドのように漂流する、不毛の長期化に進んでいくのではないかなどというふうに感じておりますが、八合目までこのTPPの交渉來たとは言つておりますが、なかなか頂上が見えないという状況で、それでも、漂流するという可能性はいかがなんでしょうか、お伺いいたします。

○政府参考人(瀧谷和久君) 現地時間の今週の月曜日でござりますが、USTRのフロマン代表がニューヨークで講演をいたしまして、参加者から

の質問に答える形ですけれども、日本抜きで交渉

いたまつた方がいいんではないかという質問に對

して、十二か国では非まとめたいという、そういう

ような発言をされております。また、フロマン

代表はその講演の中でも、物品の市場アクセスト

ルールの分野、それぞれが相当いいところまで来て、ただ、合意まではまだ残された課題があると、こういう言い方をしております。この認識は十二か国共通のものと思つております。

業界団体の声明のお話がございましたが、何度も出ているわけですが、昨年の十二月に出された声明は、これはアメリカのメディアがそういう分析をしているんですけれども、全ての品目に関する完全な自由化が実現しないので、あれば日本抜きでまとめるべきだという、そういう内容であったのに對して、五月の声明は微妙に変わつていて、意味ある市場アクセスが実現できないならば日本との交渉を一旦中断するべきだと、これはアメリカのメディアがそういう分析をしているんですけれども。

厳しい状況には変わりがありませんけれども、市場アクセスの分野、それからルールの分野について、農林水産委員会の決議も十分踏まえながらしっかりと交渉していきたいというふうに思つております。

○徳永エリ君 いずれにせよ、新聞報道のよう

に、豚肉に関する歩み姿勢で日本が交渉を行つことは断じてあつてはなりません、これから

しっかりと養豚農業を振興していく、そういう、そ

ういう法律を成立させようとしているわけですか

ら、養豚農業が崩壊しかねない、衆參の農林水產

委員会の国会決議に反するような交渉であるならば、TPPは参加すべきではないということを強く申し上げたいと思います。

瀧谷さん、もう結構でござります。

○委員長(野村哲郎君) 瀧谷審議官にはもう質問ないそうですから、御退席いただいて結構でござります。

○徳永エリ君 今のTPPのことにも少し触れていただきながら、大臣に、養豚農業の現状と今置かれている状況、そしてこの養豚振興法によつて生産現場にどんなメリット、プラスの影響が期待されるのかお伺いします。

○國務大臣（林芳正君） 養豚農業は、先ほども申し上げましたように、国民の重要なたんぱく資源の供給源ということ、また、エコファームや飼料米等の利用、排せつ物の利活用、大変いろいろな意味等大事な産業でござります。

飼養頭数が減少する中で一戸あたりの平均飼養頭数が着実に増加していると先ほど申し上げました
が、例えば日本の千六百六十七頭、これ平成二
十四年度ですが、に比べて、デンマークは二千六
百ですが、オランダが千七百、カナダも千七百、
アメリカは九百二十二ということで、この辺の国
と比べても遜色のない規模になつておるわけだ
ざいます。

課題としては、輸入穀物を主原料とする配合飼料、これに大きく依存をしております。経営ココストに占める飼料費の割合というのが六六%というところでございます。また、先ほど申し上げました混住化ということで悪臭その他の環境問題で、更に大きく展開していく、という場合の制約になる、こういう課題があるわけでございまして、こういう課題がある中でこの養豚の振興のたつを甲斐よくやってきた事はございませんが、こうなっては

極めて重要なと、こういうふうに思つております。この法律が成立した暁には、この法律に基づいて、養豚経営の安定、エコファームや飼料用米の生産や利用の拡大、飼養衛生管理や排せつ物の処理の高度化、国産豚肉の消費の拡大、流通の合理化等々、振興策をしつかりと講じていきたいと、こういうふうに思つております。

○徳永工リ君 ありがとうございます。
さて、農家から大変に評判の高かつた農業者戸別所得補償制度は残念ながら廃止ということになりましたわけです。安倍政権は、現場の声よりも産業競争力会議や規制改革会議の委員の意見で農業改革、農政改革を進めているという印象が非常に強いわけで、現場には不安が広がるばかりであります。

我々民主党は、ここは評価していただきたいと思うんですけども、やっぱり現場の声をしつかえます。

り聞いて、現場の声を政策に生かしてきたと、農政に反映させてきました。養豚もその一つなんですね。平成二十一年度の全国肉豚、それまでは地域ごとに補填基準がばらばら、国の補助率は二五%、負担割合は生産者が三で国が一だったわけですがれども、補填金の算定方法を全国一本化し、国の補助率を五〇%、生産者一、国一、一対一まで補助金を倍増させました。大きな進展に生産者の方々も当時大変に喜んでくださいました。それでも対策費は九十九億円、牛に比べると補助水準は低く、昨今の配合飼料や資材費等の高騰で更なる生産者負担の軽減を求める声が現場から上がっています。

生産者が安心して養豚経営を続けていくためにも、養豚経営のセーフティーネット機能が十分に

発揮されるようにもつと充実させていくべきだと思
考えますが、大臣の御所見をお伺いいたします。
○国務大臣(林芳正君) 養豚農家の経営の安定の
ために、粗収益が生産コストを下回った場合の補
填、生産者と国の積立金から差額の八割を補填をし
るということで養豚経営安定対策事業を実施をして
おります。

生産者団体等の要望を踏まえて、今お話をいた

だきました直ぐに、平成二十一年度に全国一本の仕組みに見直して、国の積立割合を従来の三対一、生産者三と国一から一対一にしていただいたところと、こういうことでござります。配合飼料価格が高騰する等の状況を踏まえて、平成二十五年度からは生産コストと粗収益の差に着目して支払う方式、これは新マル緊と同様ということでございまます。それから、平成二十五年度からは、生産者負担の大きい屠畜経費、これも生産コストに含めるということで所要の改善を行つてきたところでございまして、今後も適正な運用に努めてまいりたいと思います。

お尋ねのあつた積立割合のお話でござりますが、牛と比較した場合に、牛は出生してから出荷までの期間、これは和牛で大体三十か月でござりますので比較的長いということ、それから出荷時

の収益性、期間が長いものですからこの収益性を見込むことが難しいと、いう経営上の高いリスクがあるということです。豚は牛に比べますと、大体半年、七ヶ月と言われておりますが、期間が短いということで、経営上のリスクが牛に比べては低いということ、それから、先ほどT.P.Pのお話がありましたが、牛と異なつて差額関税制度というものがあつてこれで保護されてると、こういうこと等を踏まえれば、牛と同様にするということについては慎重に検討していく必要があると、こういふうに考えております。
○徳永エリ君 いずれにせよ、先ほど御説明したように經營も大変に厳しい状況にありますので、しっかりと現場の生産者の声を受け止めながら今後検討をよろしくお願ひいたします。
続いて、P.E.D、豚流行性下痢について伺います。

改めて、今回の全国的な広がりについて、昨年十一月一日、沖縄で発生してから現在までの状況、死亡頭数、また今後の見通しについて御説明ください。

○政府参考人(小林裕幸君) 豚流行性下痢、P.E.E.D.についての現状を御説明申し上げます。

昨年十月一日に七年ぶりに発生が確認されて以後、十二月から一月にかけて南九州を中心に発生数は減少したのですが、その後全国に発生が拡大し、ピーク時の四月の第三週、十四日から二十日ですけれども、件数は、一週間で百件の新規発生に上っております。しかし、その後、発生は減少傾向にあります。直近の一週間、六月の九日から十五日での新規発生は八件という形で減少傾向にございます。

六月十七日現在では、三十八道県で発生し、発生件数七百七十件、発症頭数九十八万二千頭、死亡頭数二十八万三千頭というのが確認をされております。

以上でございます。

○德永エリ君 減少してきたということですけれども

ども、まだ北海道でも発生をしておりますので、
しっかりとこれから状況も見ていかなければ
ないと思いますが、このPEDが終息したと判断
する基準はどうなつてあるんでしょうか。それか
ら、今後の対応についてもお聞かせください。
○政府参考人(小林裕幸君) PEDがいつどうい
う状態になれば終息したかということですざいま
すが、現時点では、国内的にも国際的にもそれの
終息、鎮静化についての統一的な基準というのは
ございません。

うでございますので、これがまず一つ目安になるかというように考えております。

そして、今後の対応ということでござりますが、一番は、これは六月六日に農林水産省で全体としての対応策というのをまとめました。大きな柱になりますのが、一つは、今回のウイルスはふん便を経由して伝染をするということですので、まずは一番が衛生管理の徹底です。それから二つ目は、子豚が死んでしまうということが農家に大きな影響を与えますので、子豚が死ぬことをできるだけ減らすためのワクチンの接種、こういったものが大きな柱になつておりますし、そついた対策を取りまとめ、今後しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○徳永エリ君 養豚農家の方々には大変に大きな影響がありますので、今後もしっかりと対応していただきたいと思います。

それから、これだけ広がり、被害も大きいわけですから、いろいろ、例えば風評被害とか、生産者の方にとつては心配なこともありますけれども、家畜伝染予防法における法的なカテーテリーを設ける必要があるのではないかというふうに思います。今、PEDは届出传染病というカテゴリで法律上規定されているので、移動制限や

隔離の義務が掛かるというような規制や制限はないと承知しております。P.E.D.が発生した際の蔓延を防ぐためにも、今回のこととを教訓に、今後どういうふうにしていつたらいのかということをしっかりと検討していく必要があると思います。

二十二日はいい夫婦の日ということだそうで、いまして、こういうことできつかけづくりにならぬような活動に対し支援を図るということ。それから、日本は伝統的に季節の行事、茶道なんかが今までございますが、花をきちんと生ける、

たい、特に奥様にはすばらしいバラの花束でもお持ちになつてお帰りになると優しくしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
それから、花に親しむためには子供の頃からの花育も大変重要です。花を育てる体験教育や町内

○国務大臣（林芳正君） このP.E.Dへの対応でございますが、六月六日、防疫対策の更なる徹底等のために、疾病発生等の対応の在り方を明記した防疫マニュアル、まずこれを作成をいたします。また、消毒等の防疫措置を強化すべき地域を特別防疫対策地域ということで指定をする、こう一つ

すね。それで、会社から家に帰るときに花束を貰えるように持つて歩いてもらうと。ああ、花、すてきだな、きれいだな、ちょっとお買おうかななどという気持ちになつてもらうためにそういう取組をしようということでやつてているわけでござります。北海道の花をそしながらアピールして

等を推進して、個人の消費拡大、これに努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

は子供の頃生け花を習っていたんですねけれども、果たして今の子供たちは生け花なんか習うのかなと思いつます。是非ともこの生け花というのも推奨していくべきだと思っていますが、花育に対する農林水産省の取組というのをお伺いしたいと思います。

と。そして、感染経路の究明、それからワクチンの円滑な供給と、こういう対策を取りまとめて公表したところであります。まずは、これらの対策を早急に進めて、引き続き本病の対策に万全を期すよう取り組んでまいりたいと思います。

企業や公共施設、学校、家庭にも花を飾ること
が自然に日常的になることが必要で、そのための
取組を積極的に進めていかなければならぬと考
えますが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣 林芳正君 フラワー・ウオーカーとい
うのは、今御質問いただくことで、そういう

きがあるそうです。ほかにもいろいろあるんだけれども、大臣にはどんな花がいいんでしょ
うか。

それから、今ちょっと花を持つて歩くのが恥ざ
かしいという話がありましたがけれども、女性が甲
性に贈られて一番うれしいものは、ダイヤモンド

これを教育や地域活動に取り入れる取組でございまして、芸術文化関係者や花きの生産・販売業者等が全国花育活動推進協議会、これを設立をされまして、関係者が連携して推進をされておられるところ、こういうふうに聞いております。

○德永エリ君 しつかりと御対応をよろしくお願ひしたいと思います。
さて次に、花き振興法に関連して御質問させていただきます。

料によりますと、この活動を通じて、特に花を持つのは恥ずかしい、照れくさいなどと思ふ男性等に花に親しめる機会をつくり、花を持つてもらおうと提唱されているものと、こういうふうになつておりますし、まさにそうだなと。なかなか、徳永委員がこうやつて持たれていると大変自然で、まつこちが、こよなくなりござりますが、

ん、花束なんです。自分のパートナーが花屋さんに行つて、ちょっと恥ずかしい思いをしながら白い花のため花を選んでくれている、その姿を想像すると、何だかすごくうれしくて愛されているという感じが女性はするんですね。ですから、異性とも男性の皆さんには、女性に花をプレゼントする、そこへダイヤモンドもまたアーチー、そこへ

これから地域活動における花や緑を介した世代間の交流を深めることに効果があると、こういうふうに考えております。したがって、農林水産省としても、食育に併せてこの花育の推進についても重要な施策として位置付けまして、平成二十六年度からは国産花きイノベーション推進事業というこ

今日は自民党的議連の方でこのアレンジフラワーを提供してくださったということで、ありがとうございます。先日、民主党も花き産業振興議員連盟を設立させていただきました。関係団体の方にも御出席いただきまして、やはりその会議室にアレンジフラワーをたくさん飾つて、ああ、こんなにも花があると雰囲気が良くなるのかなど、非常に和やかな雰囲気の中で設立総会を行わせていただきました。花の持つパワーというものを改めて感じさせていただきました。

私なんぞが持つてはいる、どうしちやつたんだらうということにどうもなりがちでございまして、そういうふうに花を自然にいつも持つていけるようについてことで、大変大事な活動ではないかとうふうに思つております。

いただきたいと思います。
大臣は奥様にお花はプレゼントなさいますか。
○國務大臣(林芳正君) 会で一緒に花束をもらう
ということは結構あります。それを渡すということ
は贈ったことには多分ならないと思つております
ので、そういう意味では、なかなか最近花を贈る
というのは記憶にございませんというような答弁を
になつてしまいますが、いい夫婦の日を目指して
て、しっかりと照れずに贈れるようになりたい
と、こういうふうに思つております。

ましたので、これで花育を推進しているところでござります。
今後もこの事業を活用しまして、各都道府県において、小中学校等での生け花、それから寄せ植え作り等を行う花育体験、それから先生を対象として花育活動実践者を育成する研修会も開催する。それから、花の栽培方法や飾り方を示した花育の副読本の作成、こういうものを支援するとともに、文科省を始めとする関係省庁と連携しながら、花育活動の普及推進を図つてまいりたいと思つております。

花きの振興については、国はもちろんですが、都道府県、市町村、生産者、流通業者、消費者が

ば、フラワーバレンタインということで一月十四日にはお花を贈りましょうとか、それから十一月

○徳永エリ君 やはり、農林水産大臣が先頭に立つて女性に花を贈るということをしていただき

思つております。

が、例えば今の為替でいえばドルの換算で二十円近く上がっているわけありますから、この部分はそつくり初めから国がきちんと補填をする、補償をするという新たな制度をつくらないといけないのではないかと、そのように思つておりますけれども、お考えをお聞かせください。

○國務大臣(林芳正君) 我が国の漁業それから施設園芸については、まず、その燃油使用量のほとんどを海外からの輸入に依存しております。また、燃油価格は、今お話のありました為替相場、これの動向に加えまして、国際的な商品市況の変動ということもありまして高止まりをしております。ところでございます。

このため、現在の燃油価格の上昇を踏まえて、国と漁業者それから施設園芸農家の拠出による基金を設置して、燃油価格が急激に上昇した場合に価格高騰分の一部を補填する対策を実施することによつて、今お話のありました経営の安定化を図つておるところです。

また、この円安等による燃油等の生産資材の高騰に対応していくためには、こういう影響を受けにくく安定的な経営構造への転換、これを推進していくことが重要であると考えております。漁業においては、更なる措置ということで、平成二十五年の補正予算でございますが、新たに省エネに取り組む漁業者グループを支援する漁業コスト構造改革緊急対策、これを措置をいたしました。また、施設園芸にあつては、ヒートポンプ等の省エネの施設の導入を支援してきたところでございます。

我が省としても、今後とも、燃油価格の動向を注視しながら、これらの対策の適切な実施を通じて、漁業者、施設園芸農家の経営の安定、これを図つてしまひたいと、こういうふうに思つております。

○郡司彰君 今大臣からお答えいただいたところで、漁業者、施設園芸農家の経営の評価をした上で、さらに、先ほどの論旨というのは、国の政策によって被害を被る、これ、まだ一年弱

ではなくて強ぐらいの期間でありますけれども、二年、三年と続くと、先ほど言つた七中五のそもそもの考え方を改めるようなことをやつていただきねば困つてすることを再度申し上げたいというふうに思つております。

次に、花きの関係についてお話をさせていただきます。花きの絶対的な額とか量というのも先ほどお話しがありましたから改めては触れませんけれども、例えば、昔からの花屋さんに代わつて、量販店あるいはホームセンターなどが花を売るという機会が多分多くなつてくるんだというふうに思いました。先ほど大臣が言われましたような、業界でいう物日、その日のために計画的に生産をして計画的に出荷をする。母の日でありますとか、あるいはお盆でも彼岸でも、先ほどのような日にちでもそうありますけれども、そこに合わせると

うところに、また競争の社会でありますから、当たり前のことなのありますけれども、量販店やその他のところがこれから増えていく。国の成長戦略の在り方としては私はそれもあり得る話だろ

うというふうに思つてますが、今のどのぐらいのシエアを花屋さんとそういう量販店で分け合つているのか、今後そのような形態がどのような形で推移した方がいいというようなお考えがありましたらば、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(佐藤一雄君) 郡司先生の御質問に花を取り扱う事業者の数でございますが、平成九年では全国に三万八千六百六十四店あつたわけですがござりますが、平成十九年には四万一千八店といふところでこれまで増加しております。この中で、スーパーあるいはホームセンター等を中心的に増加する一方で、専門の小売店は約一割減少しておる

という状況になつております。

一方、花き等の販売額につきましては、平成九年に九千百十三億円であったわけでございますが、平成十九年には八千八十一億円と減少しておるところでございまして、専門小売店では約二割以上減少したのに対しまして、ホームセンターでは一・七倍まで取扱いが増加していると、こういったような状況になつております。

いずれにしましても、店頭での販売価格が低価格志向であったということで、全体の販売額は減少しているものの、花きを取り扱う事業者が多様化しまして、専門小売業者に加えまして様々な店舗でも花きを購入できる機会が増えていることから、農水省いたしましては、需要の拡大に向かって花き産業と花き文化の振興策をしっかりと講じてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○郡司彰君 ありがとうございました。

花のことはいろんな例えもありますけれども、例えば、昔の女性の歌人が詠んだ歌で、「花の色は移りにけりない」など、わが身世にあるながめせしまに」というような歌がありまして、花の命は簡単に言うと短いんだと、こういうようなことがございましたけれども、その物日に合わせて計画的に生産、出荷をする、しかしながら、なかなかそういうまくはないかない。だとすると電照栽培のようなところでも、今後は例えればLEDのよ

うな電照にしたいとか、先ほど言つたコールドチーンをきちんとやつていこうとかと、いろいろなことがあるというふうに思つんすけれども、また、農林水産省でも、花き研究所の方で日もちがする品種を作つたりとか、いろんなことをやつてくれているというふうに思つんであります。

そういうようなことを続けていく中で、先ほど繰り返しになりますけれども、私は、成長戦略は一つ一つの分野であつてかかるべき、そして、しかしながら一方で、これまで地道に花が咲くような時代を待つていたような業界の方々が淘汰をされるというようなことも防いでいかなければいけないというふうに思つております。

けないというふうに思つております。先ほどの数字を聞くとまだ僅かでありますけれども、一割ぐらい減少をして、全体は増えているんでありますから、量販店のようなどころにこれからまたシェアが動くというような可能性はあるわけであります。その辺のところの、ほかのところとは市場機能の在り方も違うんだということも聞いておられますけれども、積極的にこれからも、花屋さんそのものの生産者も守つていていただきたいな

と。その上で、改めて花をどう拡大をしていくかといたしましてお聞きをいたしますけれども、農林水産省は、多分ほかの省庁よりは相当多くいろいろな部署に定期的にお花を飾つてているのではないかなどいうふうに思つております。これを少なくとも今の農林水産省ぐらいに各省庁とも増やしていくだくような努力を大臣にお願いしたいなどいふうに思いますと同時に、その曉には、さらに農林水産省はその数を増やすようなこともまず率先をしていただきたいと思いますが、どうでありますようか。

○國務大臣(林芳正君) 前大臣からの御指示でござりますので、この法案の成立の曉には、まあこの法案の成立を待たずしてもしっかりと我々が先頭に立つて取り組んでまいらなければならないことだと、こういうふうに思つておりますので、どういうふうに農林水産省から全般が関わつていいくか、また、農林水産省の関係のところでもどうやって増やしていくかということをしっかりと考えていきたいと、こういうふうに思つております。

○郡司彰君 時間の関係で、次に養豚の方の話に移らさせていただきたいというふうに思いますが、先ほども出ましたけれども、PED、流行性下痢症の関係でありますけれども、全体としては

終息の方に向かっている。かといって、感染経路がまだ特定できていないなど、まだ課題は残つてゐると思うんですが、全体として、農家の方々からすれば、これはワクチンがきちんと準備をされ

ていれば一定程度不安はないんだというような声も聞かざしております。

卷之三

○國務大臣(林芳正君)　昨年秋以降、ワクチンのワクチンの準備状況、どのようになつていてるか、農家の方々が安心するようなお答えをいただければと思います。

メーカーに対しまして、この豚流行性下痢のワクチンの増産、それから早期出荷をお願いをいたしましたが、本年度は需要に応じて三百五万回分、これ平年度の六倍になりますが、そういうものが供給可能な状況になつております。

一方、このPEDについて、三月から四月にかけて感染地域が拡大しまして需要が急増したということもありまして、地域によつてはワクチンが十分に供給されない事態が生じたわけでござります。こういう状況を受けて、ワクチンを必要とする農家に広く円滑に行き渡るよう、都道府県やワクチンメーカー等の協力をいただきまして、まず都道府県があらかじめ農家から一ヶ月ごとの需要見込み量を聞き取る、これに基づいて販売事業者が必要な量のワクチンを販売をするということで、必要以上にたくさん持たれるということがないようにする意味でもこういう仕組みを構築をしましたところでございまして、こういうことで、既に各県でワクチンが広く行き渡つているところでございます。

今後とも、引き続き、この仕組みを適切に実施していくくと、ということに併せて、ワクチンの需要が急増する事態に備えて、今後、ワクチンメーカーが必要量のワクチンをあらかじめ保管すること、在庫を持つていただくことを促すための方策についても検討をいたしまして、ワクチンの安定供給に努めてまいりたいと思っております。

○郡司彰君 そのことについては、やはり農家の方が安心をされると思いますので、今の発言を皆さんのところに伝えていきたいなどいうふうに思っております。

次に、養豚の関係、先ほど徳永委員の方から、政権がどうのこうのではなくて、そのときに一つ

の新しい仕組みをつくったという話がありました。これ、なぜそこまで今までできなかつたのか?

卷之三

「 い う と 、 い ろ ん な 要 素 が あ る と 思 い ま す け れ ど も 、 一 つ は 、 県 に よ つて 企 業 経 営 の こ と く が 多 い と こ ろ 、 そ れ か ら 農 家 養 豚 が 多 い と こ ろ と い う お こ と く に 、 相 当 地 域 に よ つて こ れ ま で の 経 過 が 違 つ て き て い る ん だ と い う ふ う に 思 い ま す ん ね 。 そ う い う こ と を 考 え る と 、 私 の 県 は ど ち ら か と い え ば 本 素 」

的にはまだ農家養豚の方がが多い県であります。こういうような中で、実際の声をお聞きする本的にはある。そして、その中で今、この先を目標としてどうしようか、T.P.Pのこともありましたようし、配合飼料の高止まりとかいろんなことがありますけれども、つまりところは、農家の方々は利益が出た分を再生産に回すというような意欲があるなかなかならない。それよりは、利益が出たらば自分の老後の蓄えにしておく方がいいのではなかつまることと、農家の方々は、もう少しこそ思つてました。

こういうようないろいろな傾向があるのですとが聞かされてまいりました。

ますけれども、そこに対して、先ほどの西田食糧のほうだけではなくて、全体として、企業経営の方ももちろんこれから伸びる道があるであります。農家養豚の方々にとってどのような目標、どのような未来像を描けばこれから続けていこうといふ

ことになるのか、その辺のお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) まさにそういう状況の中で養豚振興法案というものを作っていただいておると、こういうふうに認識をしておりますが、まさに今委員がお話しになりましたようにいろいろな経営体の方が養豚の中にはいらっしゃるということですが、共通の課題としては、やはり先ほど冒頭お話をあつたように、輸入穀物が主原料である配合飼料に大きく依存している、その価格が高止まりしているということ、それから、更に増やおこしていこうという場合には、混住化が進展しておきりまして、悪臭その他の環境問題、こういうもの

に対する対策というものが必要になつてくると、こういうことでござります。

卷之三

したかつて、養豚経営の安定、それから工場、フィード、飼料の生産や利用の拡大、飼養衛生管理や排せつ物の処理の高度化、国産豚肉の消費拡大及び流通の合理化、こういうことでこの課題を一つ一つにそれぞれ対応していくことであるが、さいますので、現場の方にとつても、共通する課

題もあるし、その方そのものの課題というのもそれではないかと、こういうふうに思つておりますので、この法律の成立した暁には、それぞれの見直しを行つて、今後は、

の方の講題に適切に応えられるように、ミニセミナーを用意しながら対応していくことによって、更に営農、営農といいますか、養豚農業をやつていただき、また広げていくというふうにしていきたいというふうに思つております。

特に、消費の拡大、流通の合理化、これが果たす役割というものは大変大事だと、こういうふうに思つておりますし、例えばこれは企業ということになると、もしませんが、山形県の有名な平田牧場さんのような例も出てきておりますので、いろいろござい、ブランド化する、今次産業化する

等々のあらゆる施策を動員してサポートをしていただきたいと、こういうふうに思つております。
○郡司彰君 つまるところ、コストが削減できることころはきちんとすると、付加価値を付けられる

ころは付けていくといふことにでもなるんだと思う。企業経営のところと農家養豚の場合は明らかにちょっと違うというのは、私は人工授精の、何というんでしきうね、普及の度合い、例えば今業の経営ですと雌豚が十数頭に対して雄豚が二頭くらいだといふに聞いておりますけれども、農家の方々からすると七、八頭ぐらいかな、そもそも成功率もかなり違ってくるというようなところが響いてくるんだろうといふに思つてます。そういう中で、その辺のところの普及啓発、そして技術の習熟等も含めてこれは取り組んでいいか

だきたいというふうに思いますけれども、現状を含めてお話しㄧいただきたいと思います。

卷之三

○政府参考人(佐藤 旗君) お答えいたします
養豚経営における人工授精でございますが、牛は凍結精液が普及しておるわけでございま
が、養豚につきましては液状精液を中心となつてお
おりまして、技術の進展に加えて人工授精用機器の導入や精液の導入補助などの支援を行つたと

る、人工授精を行う養豚農家の割合は、平成十二年は二〇%であったわけですが、二十一年には三・七%まで上昇するといったようことで、並

及してきてはいるところである。

農林省といたしましては、生産者団体と連携いたしまして、豚の人工授精についてのメリットを必要とする支局などの青報は其や畜肉能力の高いところです。

雄豚の有効利用などによりまして養豚経営の効率化に資するよう人工授精の普及に努めていきたいと、このように考えているところでございます。○郡司彰君 聞きましたところ、宅配便がもう少しある

流なんだそうでありますから、その辺の活用も含めて、できるだけコストが軽減できるよう努めていただければなというふうに思います。

最後に、規制改革会議の農業分野に関するところについてお尋ねをさせていただきたいと思いますが、今日お配りをしておりませんが、要するに一番最後の項に、これまで農協の方に国は行政代行をしていただいたことがありましたと、そのことについては、今後は見直しをしたいと思ひます、そして、今後もしそういうような代行をお願いをするときには、相応の、相当のでしようね、手数料をお支払いしますと、簡単に言うことです。そういうような文章であつたというふうに思ひます。

す。時間の関係で、簡潔にもしお答えをいただけれ

ば、これまで、戦後の歴史がありますから、占領のときから、その後の外貨がないときに主食のお米をどういうふうに扱うとか、いろいろな中で問題を派生をしてきたんだろうということは十分に分かっておりますけれども、概略、どういうような代行業務、どの程度のことが行われてきたんでありますか、簡潔にお答えいただければと思

います。

○政府参考人(奥原正明君) 農協の行政の代行業務でございます。

かつての食糧管理法の下では農家が生産された米を政府が買い入れるということになつております。このときはその中間過程、ツールとして農協組織を使つてきたと、そういう歴史もあるかと思います。この食管法がなくなつた後も、かつては、例えば稻作経営安定資金、あるいは大豆の交付金、こういった各種の補助金につきまして国が農家にお配りをするわけですが、このときに、全農等に一旦金をお渡しをして全農から農家に金を配ると、こういったこともやつていたところでございます。

これにつきまして、平成十五年の三月に、これは農林水産省の検討会がこのときにやられておりまして、農協のあり方についての研究会、こういったものがございまして、これが報告書を出しました。この中で、これまでの行政は、農政の遂行に農協系統を安易に活用してきた側面もあって、それが結果として農協系統の自立を妨げてきただ、そういうことも否定できないということで、こういった反省に立ちまして、安易に行政が農協系統に行政代行的な業務を行わせることがないようにしていく必要だと、農協系統を窓口として農家に交付をされていた補助金についても、その交付ルートを見直す必要があるといったことが報告書の中に書いてございます。

これを受けまして、農林水産省におきましては、平成十六年度から各種補助金の交付ルート、

この見直しを行つてきたところでございました

て、この結果、全農に対する補助金、これは平成十五年度にはこういつた窓口になつたものを含め四年度には全農に行つておる補助金は十一億円に減少していると、こういつた状況にござります。

○郡司彰君 私たちの国のJA組織は、ほかの国と比べて三つぐらい特色があると言われています。総合性は取りあえず脇に置いておいても、ブーニングとか、指導部をつくる、中央会というものを持つ。これは私は、正直言つて、政策を行をさせるというようなことがやはり必要不可分のものとしてあつたんだろうというふうに思つてます。今後はそういうものをなくしていくことですよ。今後はそういうものをなくしていくことですよ。だつたら中央会なくしていいですかというのでは、余りにもちょっと乱暴な議論になつてゐるんじゃないかと思うんです。

私は、元々、協同組合として発足をしたというよりも、先ほど言つたような、戦中の農会から戦後農協に変わるととも含めて、やはり国の食糧政策の一端を任せると、こういうふうに思つてます。

な形の歴史をずっとつづけてきた、それを変えるというのは、これは私は悪いことではないと思うんですよ。それは、協同組合と元々行政が一緒にやつたことは、世界の流れからいついたらそんなことは初めてからあり得ないことなんですね。しかし、代わるような組織がないから、そこを使つてこの国はやつてきたんですよ。そのことを思つておひまつて、規制改革会議のところの方々はどこまで御存じか知りませんけれども、切り捨てるといふうかといふうに思つております。

農協は、もう次回に説法ですが、やっぱり農業者の方が自主的に組合員になられて設立した民間組織というのが基本でございますので、組合員でない農業者の方や農協と距離のある農業者を含めた公正な取扱いというのを農協に期待するという性格のものではないだろうと、こういうふうに思つております。なるべく多く質問をしたいといふうに思つております。なるべく多く質問をしたいといふうに思つております。

私は、これから形というものを悪い形だとは思ひません。しかし、これまでこの国が背負つてきただその部分をきちんと総括をしなければやはりいけないんじゃないかなといふうに思つております。

先ほど来議論ございましたけれども、この花き

ば、大臣にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今回、いろんな議論がございましたので、私もこの歴史的な経緯というものについて少し書かれた論文等も読む機会がございました。まさに、今、郡司先生おつしやつたよ

うに、戦中、戦後にかけていろんなことがあつた

ということ、その後、やはり農協の数が一万から七百になる過程の中でやっぱり合併ということをいろいろ意味で主導してきて、こういう歴史的な経緯があるんではないかと、こういうふうに改めて認識をしたところでございます。

したがつて、今回の与党取りまとめ、また規制改革会議の答申において、今御議論いただいたよ

うな、安易に行政のツールとして使わないことを徹底するというのは、既に、今局長から答弁しまして、十五年の三月に報告書に出て、それ以降、十六年以降やつてきたところでございまして、言わば、既に実行してきたことを再確認をしてその徹底をしなさいと、こういうふうに答申されてゐるものと、こういうふうに理解しております。

私は、元々、協同組合として発足をしたとい

うのもとしてあつたんだらうというふうに思つてます。今後はそういうものをなくしていくことですよ。今後はそういうものをなくしていくことですよ。だつたら中央会なくしていいですかというのでは、余りにもちょっと乱暴な議論になつてゐるんじゃないかと思うんです。

私は、元々、協同組合として発足をしたとい

うのもとしてあつたんだらうというふうに思つてます。今後はそういうものをなくしていくことですよ。今後はそういうものをなくしていくことですよ。だつたら中央会なくしていいですかというのでは、余りにもちょっと乱暴な議論になつてゐるんじゃないかと思うんです。

私は、元々、協同組合として発足をしたとい

うのもとしてあつたんだらうというふうに思つてます。今後はそういうものをなくしていくことですよ。今後はそういうものをなくしていくことですよ。だつたら中央会なくしていいですかとい

うのもとしてあつたんだらうといふうに思つてます。

○郡司彰君 終わります。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。

本日も、二十分という限られた時間の中であります。なるべく多く質問をしたいといふうに思つております。なるべく多く質問をしたいといふうに思つております。

國産花きイノベーション推進事業において、切り花の日もちを向上させるための収穫後の管理方法、日もち保証販売等の実証、それから、強い農業づくり交付金の活用によって集出荷貯蔵施設、卸売市場施設、農産物処理加工施設の整備、こういうものを支援していまして、まさにおっしゃつていただいたコールドチェーンを整備して品質の高い国産花きの安定供給に努めてまいりました、こういうふうに思つております。

振興法におきましても、第一条、目的のところに明確にうたわれております。この産業において一番の課題、それは競争力の強化であると、これが

あります。その要因の一つとして、これも先ほど来御指摘ございましたけれども、直近ではコロナビア産などに押されてもう五割を切つていると、そんな状況にござります。その要因の一つとして、これが大臣にお聞きをしたいと思います。

十年前に、国内に流通するカーネーション、八四%が国産であったわけですから、直近では

コロナビア産などに押されてもう五割を切つてあります。その要因の一つとして、これが大臣にお聞きをしたいと思います。

大臣にお聞きをしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げましたように、オランダのフロリアード二〇一二で大変高い評価をいたしましたということからも分かります

よう、品質そのものは大変に高いものを持っておりますが、一方で、今委員からお話をありますように、輸入のものにシェアを奪われていると

いう状況でござります。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど申し上げましたよ

うに、オランダのフロリアード二〇一二で大変高い評価をいたしましたということからも分かります

よう、品質そのものは大変に高いものを持っておりますが、一方で、今委員からお話をありますように、輸入のものにシェアを奪われていると

いう状況でござります。

したがつて、国内需要の拡大を図つて、輸入花きからシェアを奪還するためには、やはり鮮度

日もちの良さ、こういう強みを生かせる流通体制

というものが大事だと、こういうふうに思つております。

國産花きイノベーション推進事業において、切

り花の日もちを向上させるための収穫後の管理方法、日もち保証販売等の実証、それから、強い農業づくり交付金の活用によって集出荷貯蔵施設、卸売市場施設、農産物処理加工施設の整備、こういうものを支援していまして、まさにおっしゃつていただいたコールドチェーンを整備して品質の高い国産花きの安定供給に努めてまいりました、こういうふうに思つております。

○平木大作君 今御答弁いただきましたコールドチーンの整備と併せまして、本法の中でもう一つ大きな柱であるというふうに私考えておりますが種苗法の特例でございます。

本法の中でも、一定の要件を満たす場合に、種苗法で定める品種登録出願料及び登録料を減免するといふうにしているわけでありますけれども、農水省の品種登録統計によりますと、この種苗法に基づく出願、およそ二万八千件のうち六割が草花などのいわゆる花きが占めています。そして、こうした研究開発の中心になつてているのが、主に個人の育種家、あるいは民間の、特に中小も多いわけですから、事業者でありまして、この品種登録一件ごとに掛かる高額な出願料であることは登録料が負担になつてているといふうに認識をしております。

法文十三条の中には、軽減又は免除するということまでしか書いていないわけでありますけれども、具体的にこれ、どのような形で特例措置を検討しているのか、御答弁いただけますでしょうか。

○政府参考人(佐藤一雄君) 今、平木先生の方から御指摘ありましたように、種苗法に基づく出願全体の六割を草花類が占めておりまして、その九割が個人育種家や民間会社によつて行われているということでございまして、花きの品種開発といふのは民間を中心に旺盛に行われているところでございます。このような状況の中で、先ほどから御議論ござりますように、国産シェアの奪回と輸出の拡大に向けては、新品種の育成を加速化させて国際競争力を強化していく必要があるわけでございます。

今先生の方から御指摘いただきましたように、品種開発、種苗法の特例でございますが、花きの振興に関する法律案におきましては、国際競争力の強化に特に資する新品種の育成及び当該品種の増殖技術の開発に向けた研究開発事業計画の策定者に対し、政令で定めるところに、種苗法に基づく出願料及び登録料の減免措置を講ずるとされて

いるところでございまして、具体的には、政令に

おきまして、他の法律、例えば農林漁業バイオ燃料法等における種苗法の特例と同様、出願料及び登録料を四分の三軽減することを想定していると

○平木大作君 検討中ということで、まだ決定ではないということですね。当然、法律まだ通つていませんのであれだけれども。

四分の三というの大変大きな数字だというふうに思っております。この数字、是非ともこの検討の数字でしつかり決断して決めていただきまして、また、現場の皆様にも、四分の三になるんだ

ということ、しつかり周知徹底していただきたい

と、今御議論ありましたけれども、日本の花き産業のいわゆる競争力強化あるいは産業としての振興、これを検討する上で留意しなくてはいけない

ことというのは、例えば赤いカーネーション一本そのものの自体は、もう既にコモディティであるということでございます。コールドチー

ンを整備することによって獲得できる鮮度の良さですとか日もろの長さ、これはしつかり確かにアドバンテージになるわけですけれども、同時に一

本当たりの生産コスト、これは先ほどのコロナビニアと比べてもやはり圧倒的に違うわけでありまして、輸送コストを乗せて日本の国内市場に乗つてきただところでも、卸値のベースでも既に倍ぐらい

差があるわけでありますので、ここでのコモディティの土壤で価格で勝負しても、ただ単に消耗するだけだ、このように思つております。

ただ一方で、この花きのすばらしいところといふのは、定番品の赤いカーネーションですとかそ

ういった一本一本はコモディティだったとしても、例えそれがどうアレンジメント、アレンジ

するのか、あるいは売り方、飾り方、そういうた

新しい提案ができるかどうか、あるいは品ぞろえの幅の広さ、こういったものでしつかり付加価値を付けることは可能であるということでございま

り見極めながらこうした高付加価値化に取り組むこと、これがやっぱり日本の花き産業を振興していく上で一番大事な点じゃないかなというふうに思つております。

この高付加価値化の取組において、やはり、この開発、これをどう支援していくのか、海外がまねのできない色合いですとか形状あるいは香り、こういったものを持つ新品种、これをどう開発していくのか、ここが一番の課題になるといふふうに思つております。

十年以上前になりますけれども、私、最相葉月さんのノンフィクション「青いバラ」というのを読んだことがございます。今、日本の、まさに我々の生活を豊かに彩りを添えてくれているこの花き類、様々な花というのが、実は本当に数百年に及ぶ育種家の方あるいは農家や研究者の方たちの努力だとか思いに支えられて今こういったものが実際にできているというのをその本から学ばせていただきました。

今でも、英語の辞書を開きまして、ブルーローズ、青いバラという単語を引きますと、不可能なもの、あり得ないものという言葉が訳として出てくるようになります。絶対に無理だと言われていたこの青いバラでありますけれども、実際には、もう皆様御存じのように、日本の酒造メーカーがしっかりとこの品種開発をして、今や市場に出回るまでになつた。日本の技術力ってやっぱりすごいなどいうことを今改めて実感をいたします。

流行に左右されやすい、また、長い年月を要することもあります。この新品种の研究開発に対してやはり新しい品種、この開発をしつかり政府といたばかりのバラの倍以上の価格で今取引をされているということです。

○平木大作君 ちょうど昨日ニュースを見ておりましたら、愛知県の農家が緑色のバラを開発して今売り出しているというのがたまたま出てまいりました。これ、まだ五軒の農家しか実際に取り組んでいないということでありまして、市場に出したらほかのバラの倍以上の価格で今取引をされることがあります。

やはり新しい品種、この開発をしつかり政府としても一丸となつて支えていただきたい、重ねてお願いをいたします。

時間がなくなつてしまいまして、次に、養豚農業振興法に関するお伺いをいたしたいというふうに思つております。

本法におきましては、第五条において、国内由来飼料の利用の増進、そして飼料の自給率の向上を図るというふうに書かれているわけであります。

そこで、まず確認のためにお伺いしたいんですけれども、現在、養豚業に限つて飼料自給率を見

めの取組が行われているところでございます。

農林水産省としましては、これらの取組を下支えするため、長い年月を要したり技術的に困難であるなどの理由により民間では対応が難しい病害虫抵抗性等、基盤的形質の導入などの研究開発を、独立行政法人農研機構花き研究所を始めとして、産学官の研究機関を通じて推進しているところでございます。

例えば、農研機構の成果でございますけれども、これまでに、従来品種の約三倍の日もち性を有する、あるいは栽培に深刻な影響をもたらす病害に対する抵抗性を有するカーネーションを開発してきたところでございます。また、従来の育種方法では育成が困難であった青紫色の花色を有する菊というような新品种開発も行つております。

今後とも、我が国花き産業の国際競争力を強化するため、各種の研究資金制度も活用しつつ、民間企業などによる新品种開発の下支えとなる研究開発を積極的に行つてまいりたいと思っております。

○政府参考人(雨宮宏司君) 花きの新品种の研究開発についてのお尋ねでございます。

花きの新品种の開発につきましては、民間企業や個人の育種家を中心としたブランド化や差別化のた

○政府参考人(雨宮宏司君) 花きの新品种の研究開発についてのお尋ねでございます。

花きの新品种の開発につきましては、民間企業や個人の育種家を中心としたブランド化や差別化のた

していかないとなかなか消費者のニーズつて自分たちに分からぬんだと、本当にこれでいいのかどうかが確かめようがないという声をいただいたことがあります。

ての議題ですから、それに関連してお尋ねをして
いきたいと思います。

花き、養豚、内水面漁業のいずれも、地域経済にとつてはもちろん重要なものです。それぞれしっかりと振興策を講ずる必要がありますし、また打ってきたと思ひます。

は今だんだん通り始めているのかなというふうに思つてゐるわけですが、もう一つ、逆の向きですね、今度は生産者の方に向けてこの消費者の声をどう届けていくのか、ここにも是非農水省としてしっかりと取り組んでいただきたい、お願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(野村哲郎君) 午後一時に再開する、とし、休憩いたします。

午後一時開會

○委員長(野村哲郎君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○儀間光男君 日本維新の会・結いの党の儀間で

「さいます。

過去も思い起こしながら質問をしていきたい
と思います。

最終といえは、何となく寂しい思いがしております。ということは、せつかくバッター順位が上づつべき「二番」、臨時国会からまだ元の最終

開會

うな統計数字が出ておるところであります。花きを始めとした国内の農業強化を図るために、優れた国産花きの種苗の開発、あるいは生産体制、あるいは流通、コールドチェーンでござりますが、をしっかりと整備することが肝要だと思います。花き文化の振興を含めた需要拡大の充実、輸出振興を通じたグローバルな観点からの花きの産業振興を図ることが必要だと考えております。そこで大臣にお伺いをいたしますが、今般、花き振興法が議員立法で提出され、花き産業の振興に関わる大きな局面を迎えておると思いますが、大臣の花き振興に懸ける御決意、あるいは海外展開への展望等、披瀝をしていただきたいと思います。

○國務大臣(林芳正君) 儀間先生から今お話をありましたように、花き、食べる花も一部あるそういうことでございますが、一般的には食用作物ではないと云ふことで、安らぎや潤い、を我々に与えてくれます。

ての議題ですから、それに関連してお尋ねをして
いきたいと思います。
花き、養豚、内水面漁業のいずれも、地域経済
にとつてはもちろん重要なものです。それ
ぞれしっかりと振興策を講ずる必要があります
し、また打つてきたと思います。
したがつて、まず花きについて先に質問をさせ
ていただきたいと思います。
我が国の花きは、私の地元沖縄県は菊を柱とし
て優れた品種が多く栽培されており、農家のきめ
細やかな管理によつてすばらしい花が全国的に生
産されていることは御案内のとおりであります。
しかし、近年は、コロンビア辺りからカーネー
ション、中国からの菊等の輸入が増えしており、輸
入品に国内のシェアが奪われつつあると聞いてお
ります。個々のそういう統計を見ましても、午前
中の先生方から確認がありましたが、カーネー
ションについてはそうであるし、菊については、
マレーシア、中国から、従来九六%だったのが八
三%に下がり、輸入は実に四倍に増えたというよ

されることは大変大事だと考へております。そこで、この法律が成立した暁には、しっかりと関係省庁と連携して花き産業、花き文化の振興策をしっかりと講じまして、需要の拡大、これを図つていただきたいと思っております。

○儀間光男君 やはり、今大臣お答えあつたように、他の農業もそうでござりますけれど、この花きも含めて農林水産業、これの拡大強化は、国内需要はもとよりでありますが、どうしてもやはり海外へ展開していく、あるいは輸入品に奪われたシェアを奪還をしていく、そういうことでさつき言つたように自給率を上げていくことが大事でございますが、それでなくとも、海外の広い市場を攻めていくことが重要であること、今もお話をありますがあつたとおりでございますが、この自給率向上や輸出の促進には日もちは性、これが大事ですね。いわゆる本法案の九条で鮮度という形で記されておりますが、この日もちは命だと思うんです。したがつて、その日もちはの向上を図る等の手

る、また農地保全という面でも生産面で極めて重要な役割を担つております。今お話をまさにしていただきたように、輸入にちょっとと押されぎみでございまして、切り花の輸入量が平成七年から二十四年にかけて倍増している中で国産花きの産出額が減少傾向で推移しております、まさに御指摘のとおり、生産・流通体制、これの強化が求められるところでござります。これも午前中にも申し上げましたけれども、ヨーロッパード二〇二一、オランダで開催されました博覧会でも多数の品目が入賞をしておりまして、国際的にも高い評価を得ております。したがって、国内で盛り返すということに併せて、今お話をありました輸出戦略の中でもこの花きの輸出戦略、策定いたしまして、平成二十五年に百億円の輸出額でございますが、平成三十二年に百五十億円まで拡大をしていくことを目標としております。

こうした状況の中で、後押しをする法律が制定

例えば菊だと、沖縄の菊だと、私、数年前に長野県で見たんですが、沖縄県産菊が入りましたと書かれているんですね。その店へ入って聞いたたら、やはり首が太くて日もちが良いと、こういうお話をだつたんです。したがつて、沖縄県産が入る」と看板を書かせていただいておりますと、そういうことであつたんですけど、どうでしようか、更新の日もちのする新品種、栽培技術、そういうものに取り組んでいく準備はできていなかのうのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○政府参考人（雨宮宏司君） 花きの自給率向上や輸出促進のためには、品種の豊かさや品質の高さなど国産花きの強みを生かすとともに、長時間輸送に堪える輸送技術や生産コストの低減に資する技術など生産流通技術の研究開発を推進する必要があります。このため、様々な研究資金制度を活用し、産学官の研究機関による技術開発を推進しているところであります。

術、あるいは、我が国は、さつきから言つてゐる
ように、どこの国にも負けない高い技術力が、花
のみならず農業産品であるわけです、農林水産産
品で。そういうことであるし、年がら年中、一年
間通じて海外展開の話ばかりやつてまいりました
が、その技術開発なども含めて、花きの国際競争
力を高めることは十分可能性があると思います。
私が反省したいのは、あるいは指摘をしたいの
は、日本の農林水産物、技術は相当国際レベルの
中で高いわけですが、国際市場へ出していくチャン
ス、あるいはその環境整備、法律も含めて、政治
や行政がその整備が少し遅れた感があるんですね。そ
ういうことで今、外国産にシェアを占められたりしておるわけでございますけれど、それにつ
いて、技術の更なる開発、例えば日もの問題
ですが、今で仮に畑から出て一週間日もちをする
となると、品種改良や栽培技術で更に露地、その
自然の状態でも十日、二週間もつというような技
術の開発、それにフリーリジングを加えるというと
二週間、三週間もつていくんだと。

するDNAマーカーの開発、あるいは日もち性の良い品種の開発や鮮度保持剤など輸送中の日もち性を向上させるための技術開発、あるいは日没後の短時間温度処理技術など、生産の低コスト化につながる栽培技術などが開発されているところでございます。

今後とも、我が国花き産業の国際競争力を強化するため、花きの品種、生産、流通に関する技術開発を積極的に推進してまいりたいと思っております。

○儀間光男君

年がら年中、海外進出、海外進出と言つてきましたが、特にこの花きを見ますと、いわゆる世界でも唯一といつていいほど、生け花文化が我が日本にはあるわけですよ。花を生けてみでる。そういう文化があるわけでございますから、海外にある日系人、あるいは日本人で海外で住んでいる方、あるいは移民の方で、一世、二世、三世、今頃はもう五世ぐらいまでおると思うんですが、この海外における日本人社会で、生け

花であるとか書道であるとか茶道であるとか、日本のはばらしい芸術文化、それが受皿としてあるわけですから、私どもが、今答弁のあつた、その流通も含めて努力をすることによって大きく世界展開ができる、この可能性のあるのが私は花きだろうと、こういうふうにも思つておりますが、もう一度、その決意のほどを聞かせていただけませんか。

○政府参考人(雨宮宏司君)

儀間委員の御指摘のとおり、技術の部分で花きの自給率向上、輸出促進、貢献できるところがあると思っておりますので、産学官の研究機関による技術開発を推進しまして、花き産業の国際競争力強化のために頑張つてまいりたいと思っております。

○儀間光男君

しっかりと頑張つていただきたいと思います。

次に、我が国は、かつては種苗の生産が盛んに行われております。いつぞやの委員会でも指摘しましたけれど、種苗王国日本で、戦前から終戦直後まで鳴らしたものですが、固定種を作つてです

ね。今、F₁種に変わつて、日本の固定種がだんだん退化していくなかで栽培されませんが、ただ、花だけは、種苗というか、F₁化していませんから、そういう意味では非常に可能性能があると思うんですけれど、種苗の生産は全て農業のこれは基礎ですから、どんな種でもですね、優れた花を生産するためには優れた品種の育成が大事であると。

よく言いますね、花は種を取るために咲くんですね。したがつて、その花から、日本固有の研究でもつて種苗を取つて、それを国内供給し、この苗

さえ、種さえも世界へ展開していくかなければならぬと思うんです。今、種苗がなくなつて、ほとんど外国産に頼つておつて、大体二千万トンから三千万トンぐらいですか、国外に頼つておるわけでござりますから、その種苗育成にも力を入れてほしいなど、こういうふうに思つておるところであります。

さて、花の品種改良を行う個人育苗家や育種家あるいは種苗メーカーを支援する上でも、今般の花き振興法に盛り込まれた種苗法の特例措置、これも先ほど平木議員からありましてお答えは出たんですが、二番煎じ、三番煎じになつて恐縮ですが、それと、すなわち新品種の出願料、登録料の減免措置は極めて重要な意味を持つておると思います。

先ほど、四分の三軽減するというようなお話をあつて、それで資料も取つておりますからそのとおりで結構なんですが、なぜ種苗にこだわるかといふと、例えば菊の苗から製品になるまでの流通を見ていると、驚いたことに、エチオビアで種が取れて、それをある程度育成してオランダに運んで、オランダで切つて鉢に植えて、そして日本へ運んでくるというような菊の流通、流れがあるんですね。実際に地球を半分回つてくる。こういうような形態があるわけでございますから、それについても、何というんですか、国内でそういうことができるようなことをやつてほしい。そして、国

内の自給率を上げる、満たす、その中で世界へ展開していく、逆に展開していくということ

をやつていただきたいのが一つ。

それから、種苗の特例措置があることを農家へ周知徹底しなければならぬとも思うんですね。作つたて農家で生かされなければ、法律を作つた意味はありませんから。本法案が可決、成立して後、どのような方法で皆さん、農家へそのことを、情報を伝達していくか、具体的にひとつお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(山下正行君)

お答え申し上げま

す。先生の方から、種苗産業の振興、さらには今般のこの花き振興法案の特例措置にも触れられてお話しございましたけれども、先生おっしゃるとおり、我が国の種苗産業は高い技術力に支えられ多様な品種を生産しており、優良な種苗の安定供給を通じて国内の農業生産を支えているとともに、特に花き、野菜を中心的に、輸入も先ほど増えていっているというお話をございましたけれども、輸出額も増加傾向にあるということでございます。

今般の花き振興法案におきましては、国際競争力の強化に特に資する新品種の育成及び当該品種の増殖技術の開発に向けた研究開発事業計画の策定者に対し、政令で定めるところにより、種苗法に基づく出願料及び登録料の減免措置を講じることとされています。これは、先ほど申し上げました種苗産業の重要性にも鑑みたものと理解しております。

さて、ちょっと花から離れますが、ずっととお話ししてきたことなので、この種苗産業の話、更にさせていただきたいと思うのですが、さつき言つたように、我が国は戦前においては種苗王国と一世を風靡した国でございますね、農業国ですから。その我が国の種苗がなくなる、固定種を栽培しなくなつた。これは、農家が減つたことも、あるいは種苗業者も減つたことも一因するんですね。つまりますが、食文化というか食生活が少し変化する中で、かなりダメージを受けたようになります。

なぜなら、固定種じゃなしに、今、野菜はほとんどF₁種なんですね。F₁種というのは一代限りで持続しないわけですね。一回収穫すれば終わりで、また国際パテントしている国から取つてこないといいかぬのですね。日本の種苗会社を通じて、タキイとか野口のタネとかありますけれども、そこにお願いして、そこからそれぞれ持つてきて

るというお話をやりましたが、それに対してどうたか御感想でもあればいただけませんか。副大臣、いかがでしようか。

○副大臣(吉川貴盛君)

突然の御指名で大変恐縮に存じておりますけれども、儀間委員から、その菊の種がフィリピン、そしてオランダ経由をして日本に入つてくる……(発言する者あり)ああ、エチオビア、失礼いたしました、というお話を今お伺いをいたしましたが、我が國も菊の文化といふのがございまして、すばらしい菊を作つたらしくやいます。これは全国津々浦々ですばらしく菊を作つていらつしやると、こう思つております。

○儀間光男君

通告もしないで急に振つて恐縮でした。しかし、きちつとお答えいただきまして、ありがとうございます。感謝を申し上げます。

さて、ちょっと花からは離れますが、ずっととお話ししてきたことなので、この種苗産業の話、更にさせていただきたいと思うのですが、さつき言つたように、我が国は戦前においては種苗王国と一世を風靡した国でございますね、農業国ですから。その我が国の種苗がなくなる、固定種を栽培しなくなつた。これは、農家が減つたことも、あるいは種苗業者も減つたことも一因するんですね。つまりますが、食文化というか食生活が少し変化する中で、かなりダメージを受けたようになります。

なぜなら、固定種じゃなしに、今、野菜はほとんどF₁種なんですね。F₁種というのは一代限りで持続しないわけですね。一回収穫すれば終わりで、また国際パテントしている国から取つてこないといいかぬのですね。日本の種苗会社を通じて、タキイとか野口のタネとかありますけれども、そこにお願いして、そこからそれぞれ持つてきて

F₁野菜を作っているわけです。例えば、台湾にあるおいしいパパイヤがF₁のがあります。これが農五号というのがあるんですけれども、これを取つて、一回きりで、また台湾のパテントを買ひに行かぬといかぬのですね、買つてこないといけません。そういうことで、私は、おとといも言つたんですが、国際パテントを取るということがかに農業に大事かをつくづく思えてなりません。

そのF₁は、ある専門家が、月刊誌の対談にあつたんですが、最近はF₁化していって、雄しへを摘んで人工授粉をさせていた、それを繰り返し繰り返しやつた。ところが、突然変異なのがあるは遺伝子の配列が違つたのか、雄しへが出なくなつたんですよ。したがつて、雄しへを摘む作業が省かれ、非常にスピードが出てきたと。

ところが、その専門家の話では、これをそのまま続けていくと、野菜はおいしいかもしらぬけれども、ひょっとすると、何十年後か分からないとおつしやつていたんですね。それで、これを食べ続けると、人間の体は食物からつくついていきますから、人間に雄しへの機能をする、つまり男性の機能をするのが低下していくのではないかというような心配があると言つてゐるんですね。それで、種は残して意味ないから、日本の農家に固定種の種苗を作つていただき、それをずっと保管して、地域の気候や風土の中での栽培法で育まれてきたわけでございまして、そのときのお話の中に

やはり、この伝統野菜、固定種といふものは地域の氣候や風土の中での自然とそこにいるバクテリア、虫などに対する耐性があるんだと、こんなようなお話をございましたが、まさに古くから伝統的に地域の人が守り育てて食文化を支えてきた重要な知的財産であると、こういうことでござります。

一方で、認知度が低いとか、ロットがそろわないと、F₁の場合はロットがきちっとそろつて収穫時期も合つてくる、こういうことですから販路の開拓が進まずになかなか各地に埋もれたままになつてゐる、またそういうこともあつて生産者が減少していると。

○國務大臣(林芳正君) 実は、私は、この仕事を引き受けた前に、勉強会で、たしか野口さんだつたと思いますが、そういう本を書かれているんですね。その方から直接その本の解説も含めてお話を聞いたことがあって、まず、F₁の野菜を蜜蜂で花粉を付けるので蜜蜂がいなくなるんだと、その蜜蜂はなぜいなくなるかというと、雄の蜜蜂の男性機能がなくなるんだと、そんなようなお話をたと記憶しておりますし、それが、ずっと攝取し続けることによって、今委員がおつしやつたように、今度は食べた人間の方も男性の機能が衰え

る、これが昨今言われてゐる草食系の若い人が増えたというものの原因なんだと、こういうお話でございましたので、これは科学的な立証がまだされてゐるというお話ではないわけございませんけれども、そういう説というのがあるんだと、今委員のお話を聞いて思い出しておつしたところでございますが。

やはり、この伝統野菜、固定種といふものは地域の気候や風土の中での自然とそこにいるバクテリア、虫などに対する耐性があるんだと、こんなようなお話をございましたが、まさに古くから伝統的に地域の人が守り育てて食文化を支えてきた重要な知的財産であると、こういうことでござります。

一方で、スープやレストランなどから出る残渣については、今度は地域ブランド、ブランド化を図ることによってビジネスチャンスをつくつていくことによって振興を図つていただきたいと、こういうふうに思つております。

○儀間光男君 ありがとうございます。

おおしゃるとおりですので、この固定種、つまり国産の伝統農業の基となつた固定種、これの品種改良などを進めなければ、これF₁化しないで固定種そのものを品種改良していく努力をそろえるよろ、そういう品種に変えていく努力も必要だと思いますし、我が国でまたそういうことができないはずはない、そういうふうに思つんですね。農林水産省の力の入れ具合だと思いますから、どうぞよろしくお願いをいたしまして、次へ移りたいと思います。

豚ですけれども、養豚農業振興法でござりますが、これももう多くの皆さん方がおつしやつておつて、かぶさつて、質問も内容も答弁も同じとおつたんですね。この由来飼料。この法律のためいう形になるんであります。あえて質問をさせていただきますけれども、エコファードや飼料用米等の国内の由来飼料といふんですね、非常に気に入つたですね。この由来飼料。この法律のためによつたんですね。聞きまつたら、非常に影響のいい国内由来飼料を重要視をしていくといふことをございました。

由来飼料とは、同法を見ると、第二条の二項において、「国内由来飼料」とは、食品残さ又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料とする養豚に係る飼料をいう」と。このことを国

の畑でもいいし、水田でもいいし、農家で自らの農業号があるんすけれども、これを取つて、一回きりで、また台湾のパテントを買ひに行かぬといかぬのですね、買つてこないといけません。そういうことで、私は、おとといも言つたんですが、国際パテントを取るということがかに農業に大事かをつくづく思えてなりません。

そのF₁は、ある専門家が、月刊誌の対談にあつたんですが、最近はF₁化していって、雄しへを摘んで人工授粉をさせていた、それを繰り返し繰り返しやつた。ところが、突然変異なのがあるは遺伝子の配列が違つたのか、雄しへが出なくなつたんですよ。したがつて、雄しへを摘む作業が省かれ、非常にスピードが出てきたと。

ところが、その専門家の話では、これをそのまま続けていくと、野菜はおいしいかもしらぬけれども、ひょっとすると、何十年後か分からないとおつしやつていたんですね。それで、これを食べ続けると、人間の体は食物からつくついていきますから、人間に雄しへの機能をする、つまり男性の機能をするのが低下していくのではないかというような心配があると言つてゐるんですね。それで、種は残して意味ないから、日本の農家に固定種の種苗を作つていただき、それをずっと保管して、地域の気候や風土の中での自然とそこにいるバクテリア、虫などに対する耐性があるんだと、こんなようなお話をございましたが、まさに古くから伝統的に地域の人が守り育てて食文化を支えてきた重要な知的財産であると、こういうことでござります。

一方で、認識度が低いとか、ロットがそろわないと、F₁の場合はロットがきちっとそろつて収穫時期も合つてくる、こういうことですから販路の開拓が進まずになかなか各地に埋もれたままになつてゐる、またそういうこともあつて生産者が減少していると。

○國務大臣(林芳正君) 実は、私は、この仕事を引き受けた前に、勉強会で、たしか野口さんだつたと思いますが、そういう本を書かれているんですね。その方から直接その本の解説も含めてお話を聞いたことがあって、まず、F₁の野菜を蜜蜂で花粉を付けるので蜜蜂がいなくなるんだと、その蜜蜂はなぜいなくなるかというと、雄の蜜蜂の男性機能がなくなるんだと、そんなようなお話をたと記憶しておりますし、それが、ずっと攝取し続けることによって、今委員がおつしやつたように、今度は食べた人間の方も男性の機能が衰え

る、これが昨今言われてゐる草食系の若い人が増えたというものの原因なんだと、こういうお話でございましたので、これは科学的な立証がまだされてゐるというお話ではないわけございませんけれども、そういう説というのがあるんだと、今委員のお話を聞いて思い出しておつしたところでございますが。

やはり、この伝統野菜、固定種といふものは地域の気候や風土の中での自然とそこにいるバクテリア、虫などに対する耐性があるんだと、こんなようなお話をございましたが、まさに古くから伝統的に地域の人が守り育てて食文化を支えてきた重要な知的財産であると、こういうことでござります。

一方で、スープやレストランなどから出る残渣については、今度は地域ブランド、ブランド化を図ることによってビジネスチャンスをつくつていくことによって振興を図りたいと、こういうふうに思つておるところでございます。

また、おかげさまで地理的表示保護法も成立させていただきましたので、地域の特色ある伝統野菜については、今度は地域ブランド、ブランド化を図ることによってビジネスチャンスをつくつていくことを活用した六次産業化等々も進めいく、またこれを活用した六次産業化等々も進めいくことによって振興を図つていただきたいと、こういうふうに思つております。

○儀間光男君 ありがとうございます。

おおしゃるとおりですので、この固定種、つまり国産の伝統農業の基となつた固定種、これの品種改良などを進めなければ、これF₁化しないで固定種そのものを品種改良していく、ロットを固定するよう、そういう品種に変えていく努力をそろえるよろ、そういう品種に変えていく努力も必要だと思いますし、我が国でまたそういうことができないはずはない、そういうふうに思つんですね。農林水産省の力の入れ具合だと思いますから、どうぞよろしくお願いをいたしまして、次へ移りたいと思います。

豚ですけれども、養豚農業振興法でござりますが、これももう多くの皆さん方がおつしやつておつて、かぶさつて、質問も内容も答弁も同じとおつたんですね。この由来飼料。この法律のためいう形になるんであります。あえて質問をさせていただきますけれども、エコファードや飼料用米等の国内の由来飼料といふんですね、非常に気に入つたですね。この由来飼料。この法律のためによつたんですね。聞きまつたら、非常に影響のいい国内由来飼料を重要視をしていくといふことをございました。

由来飼料とは、同法を見ると、第二条の二項において、「国内由来飼料」とは、食品残さ又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料とする養豚に係る飼料をいう」と。このことを国

の畜でもいいし、水田でもいいし、農家で自らの農業号があるんすけれども、これを取つて、一回きりで、また台湾のパテントを買ひに行かぬといかぬのですね、買つてこないといけません。そういうことで、私は、おとといも言つたんですが、国際パテントを取るということがかに農業に大事かをつくづく思えてなりません。

そのF₁は、ある専門家が、月刊誌の対談にあつたんですが、最近はF₁化していって、雄しへを摘んで人工授粉をさせていた、それを繰り返し繰り返しやつた。ところが、突然変異なのがあるは遺伝子の配列が違つたのか、雄しへが出なくなつたんですよ。したがつて、雄しへを摘む作業が省かれ、非常にスピードが出てきたと。

ところが、その専門家の話では、これをそのまま続けていくと、野菜はおいしいかもしらぬけれども、ひょっとすると、何十年後か分からないとおつしやつていたんですね。それで、これを食べ続けると、人間の体は食物からつくついていきますから、人間に雄しへの機能をする、つまり男性の機能をするのが低下していくのではないかというような心配があると言つてゐるんですね。それで、種は残して意味ないから、日本の農家に固定種の種苗を作つていただき、それをずっと保管して、地域の気候や風土の中での自然とそこにいるバクテリア、虫などに対する耐性があるんだと、こんなようなお話をございましたが、まさに古くから伝統的に地域の人が守り育てて食文化を支えてきた重要な知的財産であると、こういうことでござります。

一方で、認識度が低いとか、ロットがそろわないと、F₁の場合はロットがきちっとそろつて収穫時期も合つてくる、こういうことですから販路の開拓が進まずになかなか各地に埋もれたままになつてゐる、またそういうこともあつて生産者が減少していると。

○國務大臣(林芳正君) 実は、私は、この仕事を引き受けた前に、勉強会で、たしか野口さんだつたと思いますが、そういう本を書かれているんですね。その方から直接その本の解説も含めてお話を聞いたことがあって、まず、F₁の野菜を蜜蜂で花粉を付けるので蜜蜂がいなくなるんだと、その蜜蜂はなぜいなくなるかというと、雄の蜜蜂の男性機能がなくなるんだと、そんなようなお話をたと記憶しておりますし、それが、ずっと攝取し続けることによって、今委員がおつしやつたように、今度は食べた人間の方も男性の機能が衰え

る、これが昨今言われてゐる草食系の若い人が増えたというものの原因なんだと、こういうお話でございましたので、これは科学的な立証がまだされてゐるというお話ではないわけございませんけれども、そういう説というのがあるんだと、今委員のお話を聞いて思い出しておつしたところでございますが。

やはり、この伝統野菜、固定種といふものは地域の気候や風土の中での自然とそこにいるバクテリア、虫などに対する耐性があるんだと、こんなようなお話をございましたが、まさに古くから伝統的に地域の人が守り育てて食文化を支えてきた重要な知的財産であると、こういうことでござります。

一方で、スープやレストランなどから出る残渣については、今度は地域ブランド、ブランド化を図ることによってビジネスチャンスをつくつていくことによって振興を図りたいと、こういうふうに思つておるところでございます。

手間、あるいは経費が必要ということでありまして、いまだ廃棄処分が多いというのが現状でございまして、その廃棄率というのは七〇%といふうになつております。今後、引き続きエコファードの活用を進めていくためにはこれらの活用に取り組んでいくことが課題となつておるところでございます。

与して一定の基準を満たした畜産物をエコファード利用畜産物というふうに定義をしております。具体的に、エコファードの認証でございますが、これにつきましては飼料の安全性等に知見をお有する一般社団法人日本科学飼料協会が行っておりまして、またエコファードの利用畜産物につきましては、畜産物全般につきまして知見をお有する公益社団法人中央畜産会というところが認証をしているところでござります。

が品薄になつて、過日、レッドリストにニホンナギが載つたと、絶滅危惧Ⅰ・Ⅱ類に掲載された。うようやかな報道があつて少しショックを受けましたが、鯨肉食文化とウナギの食文化は日本人にとっては欠かすことのできない伝統食文化なんですね。ここも危機状態にあるということを受けまして、今のところいきなりどうということはないんですが、やはりいずれにしても心配です。ここで、先ほど答弁があつたんですが、関係か国、日本、中国、韓国、台湾、フィリピン、

常に難しい、そういうことで、養殖場の段階で、池入れ量があるいはそこから出でくる生産量、こういったものをコントロールしていく、そのような方向で議論が進められておりますが、九月予定の次回協議で結論を得るべく協議を継続することで一致をしておるところでござります。

今後とも、引き続き、本協議における議論を日本が率先をして、ウナギの国際的な資源管理体制の確立に向けて努力してまいりたいと考えております。

法の普及、また活用がなかなか進んでおりません。食品残渣を原料としたエコファームの生産拡大と、いうことで、分別した食品残渣を飼料として利用した場合には一トン当たり六千円を助成するといったような支援策を講じているところでございます。まして、こうしたことによりまして今後とも食品残渣の飼料利用を推進していくいたいと、このようにな考えておるところでござります。

のようになります。
○儀間光男君 どうもありがとうございました。
その後もずっと強化していただきたいと思います。
す。
さて、次、ウナギ、ウナギ二、うなぎ内水面の辰

う守つて行くかという協議をしているというふうに聞きましたけれども、これについて御説明をただきたいと思います。

もう一つ伺いたいんですが、エコフィードを推進するに当たってはその認証制度があるんですね。認証制度があって、いわゆる認証を受けなければなりませんが、この仕組みはどうなっているのか、ちょっとお答えください。

興法について少し言わせてください。

○政府参考人(佐藤一雄君) お答えいたします。
今先生御指摘いたしましたエコファイードに関する認証制度でございますが、これにつきましてはその取組を消費者の皆さんまでにしっかりとつなげることで、やはり社会的な認知と理解を深めるといったことを目的として実施しておるものでございます。

いうのは、実は私が生まれたところなんです。南洋群島のサイパン、テニアンというのがあるんですが、私、そこで生まれて、戦後引き揚げてくるんですが。大体そのフライリビング側の海で産卵が確認されたと。

そして、黒潮に乗つてずっと北上し続けて、南下するシラスもおるんですね。シャム、マラッカ

辺りですが、インドネシア、あの辺の河川に上が
るんです。あるいは、フィリピン、台湾に伝わ
る、あるいは中国大陸へ伝わる、そして日本へ来
て上がつてているということでござりますが、これ

の口のような、養鰻業界を含む非政府機関による
源管理の枠組みをまずは設立をして、この枠組
の下で養鰻生産量を何らかの形で制限すると。
かながシラスの採捕量を制限するということは

非 な み 資 また外務大臣に伝えてください。総理にも是非伝えていただきたいというふうに思います。
さて、そのウナギのシラス管理でありますか、何といったって、やっぱり人工でもつて産卵さ

せ、育成して、シラス化して、クロコ、あるいは
フトギョから成鰻にするという過程をたどつてい
くわけですが、どうなんですか、この完全養殖技
術、もう開発されていると思うんですが、大量生
産にはまだいっていないのかどうか聞いて、質問
を終わりたいと思います。

○政府参考人(本川一義君) シラスウナギの人工養殖につきましては、平成二十二年に水産総合研究所センターが実験室レベルでの完全養殖に成功いたしました。ただ、これは十リットル程度の水槽で成功したということございまして、さらに平成二十五年には、新たに開発した大型水槽、これで、千リットル程度の大きさの水槽でございますが、シラスウナギの生産に成功したところでござります。

しかしながら、御指摘のように、大量生産を実現するためにはまだ至っておりません。給食システムの改良でありますとか飼育水の効率的な交換システムに取り組んでいけるところであります。将来にわたりウナギを安定的に供給するためには、シラスウナギを人工的に大量生産することが最も重要でありまして、早期実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

○儀間光男君 ありがとうございます。終わりま

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎でございます。
今国会、今日が通常国会最終戦ということであります。お花もあるし、何か穏やかにやろうかなというふうに思つて、規制改革会議の話をどうしても触れざるを得ません。ちょっと殺伐とまたするかもしれません。が、大事なことだと思いますので、しっかりと議論していきたいと思つています。

今回、農業改革に関する意見というのが出て、その後、二次答申というのが出ました。その間、

いろいろ記事がありまして、農協改革腰砕けとか、それから農協改革、この秋山場とか、中央会制度廃止断念へと、こういういろんな記事が躍つたのあります。ですが、一転、昨日の衆議院の農水委員会の方で後藤田副大臣の方のいろいろ御発言もあつたりして、いや、実は全中の改革はやつていくんだと、こういうような議論がありました。何が何だか分からぬといふところもありますので、一つ一つ今日は、重要な問題ですので、しつかり内容をただしていくと、こういう形で分かりやすく質疑ができるかなといふふうに思つております。まず、どうしてこういうふうに随分右によれたる左によれたりということになっちゃつたのかと、いうことで、答申がまとまっていく途中のプロセスについても少し確認していくたいなというふう

に思つております。
まずその前に、先週十三日の規制改革会議の答申については総合的にどのように受け止められてゐるか、スタートのところ、農水大臣、林大臣の方から少しコメントをいただけますでしょうか。

○國務大臣(林芳正君) この農協、農業委員会、農業生産法人に關する見直しつきましては、まず与党において農業、農村の發展のために熱心に御議論をいただきまして、十日に「農協・農業委員会等に關する改革の推進について」、これを取
りまとめていただきました。十三日に、今お話をされた、規制改革会議から、規制改革に關する第
二次答申が出されました。今後、与党の取りまと

めど規制改革会議の答申を踏まえて、農林水産業・地域の活力創造プラン、これに適切な改革の方向を盛り込んだ上で、次期通常国会に関連法案を提出できるよう検討を深めていくことになります。

十三日の規制改革会議の答申の、それに先立つ月六日ですね、これも規制改革会議が行われております。そこでは各分野の答申の素案というのを議論されているようですが、農業分野の答申だけは全部ペンディングというような状況になつておりました。なかなかまとまらなくて大変だったのかどうか、ちょっとそんなことも感じるわけでもありますけれども、その農業分野の答申の検討が当時先送りされていたという理由があれば教えてください。

○副大臣（後藤田正純君） まず、委員から冒頭お話をあつた、いろいろ、我々、規制改革会議としていわゆる事実関係として意見が出たこと、今までのプロセスの御説明を衆参の委員会でも述べさせていただいております。

しかし、それを受けた後、やはり今後、農水省が中心に法律改正も含めてやる上では、皆様方立法院の方々の御意見も拝聴しなくてはいけません。また、その背景にある国民、そして農業関係者の方々の意見も聞くというのは当然のことだと思います。ですから、そういう中でいろんな、紅余曲折という言葉がございましたけれども、といった中で物事を決めていかなければいけない、そういう中ではいろんな議論をしていくというのは当然だと思います。

その中で、六月六日、ベンディングということでも、今御質問ございましたが、これにつきましては、今申し上げましたように、与党における検査課題も、もともとございましたが、

はお伺いしています。答申の文案に関しては、丸座長の方からいろいろな形で指示があつたのか、メールなのか電話などが等も含めて少し教えていただければと思います。

○副大臣(後藤田正純君) 六月の十一日でござりますけれども、これ、委員からも事前に我が方の事務方とも、前日ですか、お話をあつたかと思いますけれども、今までの意見を、ワーキンググループの中の意見も踏まえて、その中でも、我々方ももちろん改めて入りながら、金丸座長から我々の規制改革推進室に対しまして答申の原案を作成についての文書化の指示がございました。これはもちろん、先ほども申し上げましたように、いろんな与党プロセスを始めとした部分も踏まえて、そういう形の文書化の指示が六月十

きたのかという辺りですね。そういう意味で
じゃ、第二次答申の本当の意図するところ、何が
実は言いたいのかという辺りも確認できればとい
うふうに考えておきます。

ていただけまでしようか。

○副大臣(後藤田正純君) 私どもは、規制改革会議のワーキンググループ、総理の諮問を受けて、それを意見を出さなければいけないというミッションがございまして、その中で、いろいろな方々のヒアリングも含めて、また今後の農政、農業改革の在り方につきまして意見を述べさせていただいわけでございますが、この我々の意見というのを、あくまでその時点での意見でございます。

先ほど申し上げましたように、その後の国会の審議、先生始め多くの方々の御審議ももちろん当然我々はしっかりと踏まえなければならないという思いでございます。そういう中で、最終的な答申につきましてはこういう文言になつてているということございます。あくまで、我々の意見が答申に移る過程においては、国会また与党のプロセスも踏まえてやつていくことが、物事を決めるという意味では、進めるということでは重要なと考へております。

○山田太郎君 まさに今、後藤田副大臣が言われたこと、それはそのとおりの部分もあるんですねが、非常に気になつてるのは、六月十日に出来た自民党さんからの案のもしかしたら丸のみになつて、それちよつといい悪いということよりも、どういうふうに元々のトーンが変わって最終的にどうなつたのかということを、大事なことですので、フィックスさせたいというのがこの場であります。まず、いい悪いと言う前に、その答申がなかなか分かりにくくなつていてるという危惧があるのでは是非個別に聞きたいということなので、プロセスはともかく、中身についていろいろ教えていただきたいと思う趣旨で進めていきたいと思つております。

二点目なんですねけれども、権利移動の在り方の見直しというところについても少し見ていただきたいんですが、許可制から原則として届出制に緩和するというものが元々まとめられておつたわけであり

ますが、新しい答申の方では記載なしということになりました。これは許可制を届出制に緩和するということに關しては、新しい答申の方では断念したと考えればよろしいんでしょうか。

○副大臣(後藤田正純君) これにつきましても、一つの意見として規制改革会議としては出させていただきましたけれども、与党プロセスの中でこいつの結果になつたということをごぞいます。

○山田太郎君 それでは、また確認していきますが、今度は、農地を所有できる法人、農業生産法人の見直しという辺りも少しお伺いしたいんですが、いわゆる事業要件ですね、今農業が売上げの過半を持つていないと基本的に農業法人ができるということに関しては、事業要件は廃止というような元々の案がありましたが、新たな二次答申ではそれらの事業要件に関する記述はありません。その事業要件廃止ということに関しても変更されたという理解でよろしいんでしようか。

○副大臣(後藤田正純君) そのとおりであります。○山田太郎君 次に、農協の辺りも少しいきたいと思います。農業協同組合の見直しという辺りに少し移つていただきたいと思います。多分、今日の議論の中でも一番重要というか、マスコミでも大きく報道されております中央会制度の廃止の問題に関して少し触れていただきたいというふうに思つております。

元々の農業改革に関する意見ということでは、中央会制度の廃止を明確にうたつてます。農業協同組合法に基づく中央会制度を廃止と、こういうふうにうたつてます。新たな制度への移行というふうな書きぶりに変わつてます。適切な移行期間を設けた上で、これは五年を目途と、というような議論も元々あつたようあります

が、現行の制度から自律的な新たな制度に移行ということでありまして、明確に中央会制度の廃止ということが文言からは消えてるようと思つてます。

ただ、いろいろレクも含めてお伺いしたところ、とはいうものの、中央会の役割というのは前

とは随分変わりました。元々、中央会は、たくさんつくられてしまつて、農協を統廃合するため強力な指導権限を持つということを立て付けて、それがこれからはどうしていくのかということを考えなければいけないということであつて、そうが、今度は、全国段階、都道府県段階にそれぞれ新たに限り設立されたと。こういう背景の中で、今申し上げましたように、現行の制度から自律的な新たな制度に移行するという今の答申を含め、また、新たな制度は単協の自立を前提とした提出に間に合うよう早期に結論を得るという形で、答申という形で変わつております。

中央会が単協の自由な経営を制約しないように、その在り方を抜本的に見直す必要があるということを答申の方には残つておりますので、その辺り、前と何が変わつたのか。書きぶりが変わつただけで、実は中身最も重要な強力な指導権限を持つといった部分については、それを変えていくということは変わつてないのかどうか、非常に重要なところですので確認させていただきたいと思います。

○副大臣(後藤田正純君) まず、事実関係から申し上げますが、農協改革でございます。この五月二十二日の意見の中央会制度の廃止という項目でございます。その中身の文章は、「単協が地域の多様な実情に即して独自性を發揮し、自主的に地域農業の発展に取り組むことができるよう、中央会主導から単協中心へ、「系統」を抜本的に再構築するため、農業協同組合法に基づく中央会制度を廃止し、中央会は、新たな役割・体制を再定義した上で、例えは農業振興のためのシンクタンクや他の団体等の組織としての再出発を図る。」と、これが正確な文章の文言でございます。

そういう前提を踏まえて、御承知のとおり、農協の中央会につきましては、農協法が二十二年にできておりますが、中央会につきましては、昭和二十九年に農協に対する強力な経営指導により農協經營を再建するために導入された特別な制度であります。

ただ、いろいろレクも含めてお伺いしたところ、とはいうものの、中央会の役割というのは前とは随分変わりました。元々、中央会は、たくさんつくられてしまつて、農協を統廃合するため強力な指導権限を持つということを立て付けて、それが、中央会の制度の本質は強力な指導権限を持つているということ、これが結局、現場の単協の自由な経営の阻害につながつてゐるのではないかというところが論点だつたと思うんですね。

これに関しては、書きぶりはいろいろあるものの、見直すべきなんだということについては変わらないのかどうか、その辺りをもう一度確認させてください。

○副大臣(後藤田正純君) 中央会につきましては、補足しますが、いわゆる単協への指導もそうでございますが、やはり建議するという、そういう部分の法律的にも文言がございますので、それ是一つ今申し上げておきたいと思います。

今のお質問でございますけれども、先ほども申し上げましたように、現在の制度とは違った形に変化していくことが農協及び農家の方々、そして国民経済に利するという農協法の第一条にまさに適合し得ると、このように考えております。

○山田太郎君 次は、全農の株式会社化という辺りについても確認させていただきたいんですが、全農を株式会社に転換すると、これが元々の農業改革に関する意見書の中で当初あつたものが、今、何かよく分からぬ、随分長い書きぶりになつているあります。とはい、最後のところ、農協出資の株式会社に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じると、その上で、独禁法の適用除外がなくなることによる問題の有無を精査して、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するというふうに言つておるんですが、というと、私は、素直に読むと、結局全農を株式会社に転換しなさいと、ただし、ただし文が付いて、何か独禁法の適用除外が外れちゃうということに関しては精査しておくるのよと、こういふうに読めるわけすけれども、この辺りも大事なところですから、正確に教えていただけますでしょ。うか。

○副大臣(後藤田正純君) これも繰り返しになりますが、やはり全農という組織というものが、何度か委員とも議論させていたきましたけれども、農家の方にとっての仕入れ機能、そしてまた販売機能というのが果たして農家の満足を充足させているか、こういった起點から、全農につきましても、これから株式会社となつて、パリュー

チーンの構築を始め、どんどん世界に出ていくべきだないと、そういう形の改革案でございました。

今のお議論でございますが、御承知のとおり、独禁法の適用除外ということで法人税の減免といふ部分もございますけれども、これも繰り返しにござりますが、与党のプロセスの中で、全農という一つの組織がいわゆる農業協同組織の発達を促進する上での必要性も鑑みながら、こういう文言にさせていただいたということでございます。

○山田太郎君 何となく今の、済みません、答弁で分からぬところがあつて、多分、道として、全農さんは、株式会社化することによつて資金調達ができる自律的な組織といったものをを目指せといふ道と、もう一つは、独禁法の適用除外団体として一種の販売とか購買のカルテルを結んだ、まさに協同組合に近い組織として立て付けるのか、これは大きく違うんだと思つています。

どちらを意向して新たな一次答申は作られているのか。明らかに農業改革に関する最初の内容では、全農を株式会社にと、まさしく後藤田副大臣おつしやられたように、グローバルに展開する場合にはやつぱり資金も必要でしょう、そういつた形での株式会社化ということを明確に打ち出していたと思うんですが、ちょっと二次答申に関しては、違う道を両方選べないわけでありますから、どちらの方を向いて提言をされているのか。そうでないと答申が何を言つておるか分からぬの

で、その辺り、少し明確にしていただけないでしょ。うか。

○副大臣(後藤田正純君) 今委員もいみじくも御指摘ありましたように、改革というのは一長一短ございます。そういう中で、ここに書いてありますとおり、いずれも株式会社に転換することを可能とするための必要な法制上の措置を講じるといふことを明記しております。後段におきまして、株式会社化を前向きに検討するよう促すといふことを明記させていただいておりますので、い

わゆる当初の意見というものを尊重していただきながら、しかし、先ほども申し上げましたとおり、全農組織、そして農家、農協の皆様方の御理解を得ながら進めていただきたい、というような文言にさせていただいたところでございます。

○山田太郎君 言い方は悪いんですけども、実はそれじゃ決まっていないと言つているのと同じ感じに聞こえまして、ここはしっかりと、どうか答申、はつきり今後させていただきたいなと思っております。

もう一つ、信用事業に関して、ちょっとこの表にはないんですけど、信用事業ですね。JAバンクで、ちゃんと農林中金さんとの関係というのもあるんでそれでも、このいわゆる二次答申を見ていると、ごちやごちやいつぱい書いてあるんですけど、正直言つてよく分かりません。どこのつまりは、経済事業とそれから信用事業は切り離して、独立してやつていけるということを志向して実は作られているのかどうか。

例えば、文章の中には、単協が自立した経済主体として利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充ててくださいと、こう書いてあるので、一見すると、信用事業とも切り離し、経済事業としてしっかりやっていくんだ。こういうふうに書いてあるかにも思えるんですけど、その信用事業と経済事業との関係性は今後どうあるべきだというふうに二次答申は言つておるのか、整理して教えていただけないでしょ。うか。

○副大臣(後藤田正純君) 御承知のとおり、今回の農業改革は、特にいわゆる経済事業、本来の農業経済活動という収益が非常に厳しい状態の中で、信用事業、共済事業の利益で言わば補填をするような形になつておる、このことに私どもは問題提起をさせていただいたところでございまして、しかば、より農家の方々をしっかりとサポートするための経済事業に特化していただく、そこに力を集中していただくというのが私どもの考え方でござります。

より単協の方に事務負担をなくしていただ

いて、そして、この委員会でも先生に答弁させていただいたように、いわゆる代理店的な形で、いわゆる事務負担を減らしていくという形で当初から申し上げてきたところでございますが、いずれにしましても、大きな方向としましては、冒頭申し上げましたように、経済事業に専念をしていた体制をつくることが我々の思いでござりますので、その方向では非お願いしたいということです。

○山田太郎君 経済事業に専念すると同時に、単協は買取り販売を数量目標を定めて段階的に拡大するとか、調達先を徹底比較して最も有利などころから調達すると。行間を読めば、まさに、これは大臣もおつしやつてましたけれども、担当手のために農協が、特に単協を中心いて、買取り販売というわけでありますから在庫責任をきちっと持つて売れと、それから、コメリさんなんかに負けたとか、そういうことはないようないいことな

んだと思いますが。ただ、もう一つ大事なのは、この委員会でも幾つかほかの委員からも議論出ていたんですけど、果たして農協が今後も、とはいうものの、確かに担い手の方を向いたとしたとしても経済事業だけで自立してやつていけるのかどうか。信用事業がその経済事業の穴を埋めているという議論も実はさんざんありました。いい悪いは除いて、私は、できれば単独で経済事業だけでやつていけることの方がしっかりとしたことなんですが、じゃ、切り離すという議論をした場合にどんな道があると考えていたりも少し御意見いただけますでしょ。うか。

○副大臣(後藤田正純君) 事実関係としては、答申では触れておりません。ただ、今までの議論で、まさに委員おつしやるよう、今の現状がそうちだからといって、すぐに共済事業、信用事業を

切り離すということは、これはもう現実的にはあり得ないことだと思います。

ですので、改革というのは、これはやっぱりいろんな関係者との折衝が必要でございます。ただ、私どもの規制改革会議のミッションは、その方向性を示す、何もやらない、やらない理由を言

うということではなくて、政府としてやはり結果を出す、前に進めるという形の中で意見、そして答申という形になつた次第でござりますので、今のお話につきましては、答申につきましての意見は述べております。

○山田太郎君 最後に、組合員の在り方という辺りも少しお聞きたいんですが、元々は、准組合員の事業利用は正組合員の事業利用の二分の一を超えてはならぬと、こういう明確な線を引いていたようですが、新たな二次答申では、一定のルールを導入すると、こういうふうになりました。

実は、これに関しては、この農業改革に関する意見の前にかなり農協に関する議論があつた中で、政府の方から准組合員の利用率が高いといふのはおかしいといふさんざん議論があつて、これは二分の一ぐらいがガイドラインではないかなんという別の答申もあつた中から見ると、随分こことは後退しちゃつたような感じはするのでありますが、これ、元々ずっとそんな議論がされていたのに、ここに来て、特に二次答申になつてこういう形になつたというのは何か理由があるんでしょうか。

○副大臣(後藤田正純君) 委員おつしやるようには、いわゆる農協法の中で、先ほど来の独禁法の問題もそうでございますが、いろんな意味での役割といふものがございまして、元々、農業者、そしてそれをしっかりと守るために、生産性を掲げて、農業者の経済的・社会的地位の向上を図り、もつて国民経済に資するという第一条、こういう現状からすると、昨今の現状はいささか当初からは違つてきたといふ中で、こういう意見が規制改革会議の中で出されたわけでございますが、しかし、それをすぐそつと状況にはなかなか難し

いんではないかという御議論が与党プロセスの中でも、国会審議の中でもあつたと。そういう中で、それは一定のルールをやはり導入すべきでないかという答申にさせていただいたところでござります。

○山田太郎君 ありがとうございます。

林大臣にお伺いしたいと思うんですが、規制改革会議のこの答申なんですか、どちらも、元々の改革

田副大臣などからの御答弁なんかもあつたと思ってます。今後は農林水産省の方に舞台も移つてき

て、政府としてどういうふうに進めていくのか、しっかりと議論しなければいけないと思つております。

ただ、私が中身は一緒なんだというような後藤田副大臣などからの御答弁なんかもあつたと思ってます。今後は農林水産省の方に舞台も移つてきて、政府としてどういうふうに進めていくのか、しっかりと議論しなければいけないと思つております。

ただ、私の感想を言わせていただきますと、第

二次答申は、多分何となく自民党さんの御意見もいろいろ入れたからなんでしょうねけれども、ますます分かりにくくなつたところもあると思ひます

ので、是非その辺りは整理して、しっかりとまさに大臣がおっしゃつてある担当手のための改革といふことをやつていただきたいのですが、何か今の

やり取りを聞いていて、ここはとか、感想とか御決意とか、いろいろいなければと思つていますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 実は私、昔、今の後藤田副大臣のポストをやつたことがあるんです。内閣

改革というのを担当しておりまして、当時の大臣は誰かといふと渡辺大臣だつたわけでございまして、だから苦労したということを申し上げるつもりはございませんけれども、大変に今、後藤田副大臣が分かりやすく御答弁いただいたように、規

制改革会議の意見というのは、総理に対する諮問機関ということでいろんな意見を言って議論を喚起して、私申し上げましたし、後藤田副大臣からもありましたように、その廃止というのがどうも見

出した的に独り歩きをしてしまつたというのがちょっと反省点というか、残念なところだったなということはありますけれども。

今お話ししただけたように、与党プロセスも経てしつかりと、私の、昨日の衆議院の委員会では

砲隊同機という言葉を使わせていただきましてれども、やはり改革というのは、これにとどまらず、一般論としても、砲隊同機、すなわち一緒になつてみんなでやつて、こうと、いうことがない

と、単に我々が決めて押し付けても、当事者がそれでやつていこうと、いうことにならなければ結局改革ができないということになつてしまっています。

今まで、全部このまでいいというのと関係者を含めてどなたも思つていいわけでございませんので、そういう意味でしつかりと、冒頭申し上げましたように、農業者の中でも担い手農業者のためになるような改革をしつかりとまとめていきたいと、こういうふうに思つております。

○山田太郎君 まさにそのとおりだと思いますが、何となく総括的にいろんなところに手を付けちゃつたので、やっぱり改革というのは言えれば反論もいっぱい出てくるわけでありますから、豪華

一点主義とは言わないでください、どこが優先順位なのかなと、これを是非設計し直した方が、ちょっとこれを全部やつていこうと思うと、制度

を全部、農協をひっくり返すのかと、こういふことにもなつちやうわけなので、進め方というのはこれから重要なことを思つておりますので、特にその

優先順位ですね、これは何が何でもやり切るといふところだけは決めていただいてしつかり前に進んでいただくのがいいんじゃないかなというふうに思つております。

さて、ちょっと残りのところをがらつと雰囲気を変えまして、今国会この雰囲気で終わるのも嫌なので、和食レセプションについて少しやりたい

と思っています。

今年の五月に、パリのOECDの本部で和食のレセプションが行われました。総理も出席され

て、農水大臣も出られたということです。五月五日に昼、夕、夜で三回行つて、昼間はフランスの大統領も来られたということです。この和食のレセプションなんですけれども、昨年十二月に和食がまさにユネスコの世界遺産と

いうことになりました。平成二十三年から非常に関係者は苦労されて、二年間も頑張つてきました。うことだと思つております。

しかし、私の方で実はそこを興味を持ちまして調べてみましたら、お手元のちょっと資料を見ていただきたいんですけど、この出された和食なんですか、當時、カモ肉の胸肉焼き鳥ソースというメニューに使われたものは、カモはフランス産、サケ握りに使われたサケはノルウェー産の養殖物、あるいはすしに使われていたタイやヒラメ、ウナギ、エビもパリの市場で買つてきたと。

おだしのかつおぶしに至つてはベトナム製だといふふうな回答がありました。

どうして間に合わないなんということがあるのか。日本食をデビューさせる、ある意味で、これは変な話ですけれども、詐欺と言つちやうと怒られますが、和食のレセプションでその素材が和食じゃないみたいで、これでいいのかなといふ気はするんですけど、何でこんなふうになつちやつたのか、是非お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 多少雰囲気が変わると期待しておりますが、そういうお問合せでございました。

一連のレセプションで、天井ら、それからミニ天井等々、今御紹介いただいたメニューを出しました。検疫手続というのがございまして、かなり時間がこれに掛かるということで、やはり現地調

ども、当然これ、養豚農業振興法案は差額関税制度があつて初めて機能するというふうに思つんですけれども、その点、いかがでしようか、大臣。

○国務大臣(林芳正君) この豚肉の差額関税制度でござりますが、輸入価格が低い場合には基準輸入価格に満たない部分を差額関税として徴収して国内養豚農家を保護するということ、そして、価格が高い場合、低率な從価税を適用することによって関税負担を軽減し消費者の利益を図ると、こういう仕組みになつております。

○養豚農業振興法案でございますが、養豚農業が

品目、これは聖域の確保を最優先するとしてかりにと衆参両院で決議をしていただいているりますので、これを踏まえて国益を守り抜くように全力を尽くす考え方でござります。

○智子君 それでは、内水面漁業の振興について質問をさせていただきたいと思います。

の外来魚による漁業被害の増加あるいは伝染病の発生などの影響に加えて、河川工事や生活排水による漁場環境の悪化などで漁獲量が減少している、内水面漁業の経営が深刻になつていているということです。

こういう状況の中でも、内水面漁業協同組合は漁業法で資源が枯渇しないよう、水産動植物の増殖義務が課せられているのですけれども、なぜ増殖義務が課せられているんでしょうか。水産庁長官にお伺いします。

○政府参考人(本川一善君)　御指摘のとおり、内

一五年にもワシントン条約の附属書に掲載する準備が進んでいるということです。ワシントン条約の附属書にこれ掲載されれば国際的にはどういう影響が出るのか。また、輸入に頼らず日本国内で行う生産、流通、消費にどのような影響が出るのか、これについてお話し下さい。

○政府参考人(本川一善君)：IUCN自体は、レッドリストに掲載されましたら、これ 자체は拘束力を伴うものではございませんので、直ちに直接的な影響が及ぶものではございません。しかししながら、二〇一六年に次のワシントン条約の締約

国民の食生活の安定等に貢献する重要な産業である中で、配合飼料の価格の高止まり、それから悪臭その他の環境問題等の課題に直面しているということを踏まえて諸般の政策を取ろうと、こういうことになつておりますので、両者が我が国の養

○國務大臣(林芳正君)　内水面漁業は、アユ、ワカサギなど和食文化と密接に関わる水産資源を供給するほか、国民に釣りを始めた自然に親しむ場を提供するという多面的機能も發揮をしておりまして、花もそうございましたが、豊かで潤

水面の第五種共同漁業権につきましては、漁業法第一百二十七条によりまして、免許を受けた者が水産動植物の増殖をする場合でなければ免許してはならないというふうになつております。

これは、第五種共同漁業権という私権の設定を

国會議が予定をされておりまして、来年夏頃に、二〇一五年の夏頃にはその締約国会議で諮る提案が各国から出されるといったような状況になつておるわけでござります。

豚業の振興を図るということを目的としておるわけでございまして、両者を含めて様々な施策によつて養豚の振興を進めてまいりたいと、こういふふうに思つております。

いのある国民生活の形成に大きく寄与していると、こういうふうに考えております。

認めたことと、それから内水面の公共的な性格というこの両側面を調和する意味合いからでありまして、増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることと裏腹に漁業権を与える、このようなことにされたというふうに認識しております。○紙賀子君　内水面でいうと、その立地条件など

附属書、仮にIに指定された場合には国際的な商業取引が一切禁止をされるということをございます。それで、これにつきましては、そのようなことになりますれば、我々は今、シラスウナギの六割、それから製品の六割をそれぞれ輸入しておりますので、一切外国からそういうものが入つてこなくな

れで、差額関税制度が撤廃され、かつその関税が大幅に引き下げられるということになると、これは国内の養豚業者は米国産の豚肉を始めとして海外の豚肉との価格競争に負けて駆逐されるということが必至なわけですね。

の安定供給、それから多面的な機能の発揮が懸念される状況にあると、こういふうに認識をしております。

こういう漁獲量の減少要因としては、カワウ、それから外来魚による漁業被害の増加、それから

から操業が容易なために、海面に比べて多数の捕る人たちの乱獲だが、それによる資源が枯渇するおそれも大きいと、だから特定の団体にこういう権利も与えて増殖義務を課しているということですね。ちょっと、もう一度。

るという影響が生じてくるというふうに認識しております。

この間もちょっと質問でオバマ大統領と安倍総理のすし会談の話をしましたけれども、やっぱり本当に振興されるべき養豚農業、農業者自身がいなくなってしまうということになつては大変だというふうに思うわけですけれども、その点から見ても、やっぱりこいつの問題と一歩の間違ひは散良

河川等の水産資源の生息環境の悪化、こういうものが指摘をされておるところでござります。

このため、カワウ、外来魚による漁業被害防止策や、生息環境の改善のための取組の支援、さらには、内水面漁業が持つ水産物の供給以外の多面的機能の發揮のための支援などによって各段々の施設

○政府参考人(本川一善君) 内水面というやはり公有水面におきまして、第五種共同漁業権という形で私権を設定する、それとの裏腹で増殖をするということをお願いをして免許を与えるといったようなことにしたということでございま

れる可能性が出てくるということでもあります
が、御承知のように、ウナギについてはまだ生態
が余り分かつてないということで、この輸出許
可書が適切に発行されるかどうかといったような
ことについて心配があるわけでござります。
この輸出割合につきましては、生きのウナギ、

○國務大臣(林芳正君) あのすし会談の中身につきまして、この間、総理と直接やり取りをしていただいたと、こういうふうに承知をしております。すべきだと思っているわけですけれども、いかがでしょうか。

○紙智子君 今お話をあつたんですけど、内水面漁業の健全な発展を確保して、その多面的機能が将来にわたつて發揮されるように努力をしてまいりたいと思っております。

○紙智子君　さて、この水産動植物の資源をどうやつて増やすかということなんですねけれども、それでは、ウナギについてお聞きをしたいと思います。

シラスウナギ、かば焼き、一等のニホンウナギなど、りその製品に掛かってくるといふことで、一定の影響が生じてくるというふうな認識に立つておるところです。

属書Ⅰに掲載されますが、国内でもシラスウナギの採捕であるとか譲渡といったことができなくなりますので、附屬書Ⅰに掲載された場合には、極めてそういう意味では国内の生産というものが非常に難しくなつてくるのではないかなどといふに思われます。

それから、附屬書Ⅱの場合には、先ほど申し上げましたが、シラスウナギの六割、あるいは製品の六割が輸入になつておりますので、もし仮に輸出国政府から適切な許可書が発給されないということになりますれば、国内で捕るシラスウナギで育てる、そのようなことでございますので、現行の消費量の大体二割ぐらいに供給量が減つてしまふおそれがあるということをございます。

○紙智子君 漁業において、海面漁業であれ内水漁業であれ、これ資源管理を行うというのは常識だといふに思うんですね。

○政府参考人(本川一善君) そのとおりでござい

ます。

○紙智子君 漁業において、海面漁業であれ内水

漁業であれ、これ資源管理を行つておるところ

が、ウナギの大量消費国として、国際社会

に対して率先してウナギの保護や自然管理に努力

をしていると、こういう姿勢を示すということは

大切だと思うんですね。一方で、中国や台湾を含む東南アジア一帯でこのシラスウナギの不漁が続

いているということなんですね。乱獲といふことも言われている

が減少したのか。乱獲といふことも言われている

んですけれども。

そこで、日本が大量消費国として考える必要が

あるというふうに思うのは、ウナギの加工品を含めて海外から買い集めて商品を周年化する構造があ

ることだと思ふんです。いわゆる大手資

本が海外から安く仕入れて販売する形でそれが現

れていて、こういう構造が資源の減少を招いて国

際自然保護連合が監視をしてきたという側面があ

るんじやないかと。そういう現状について、どの

よう認識をされているでしょうか。

○政府参考人(本川一善君) 全国の天然ウナギの漁獲量でござりますが、私どものデータで古いの

○政府参考人(本川一善君) ニホンウナギの減少でござりますけれども、生態が完全に解明されておりませんので、天然ウナギの漁獲量が減少した原因については必ずしも特定されないのであります。専門家によれば、過剰な漁獲、それには河川などのウナギの生息環境の悪化、さらには海洋環境の変動、こういったことが指摘をされております。

この過剰な漁獲の背景には、捕る限りは、やはりそれを消費するというニーズ、それに応えるために漁獲がされているということでございますので、御指摘のような、我々がたくさん消費をしたといったようなことも背景にあることは間違いないと考えております。

○紙智子君 たくさん消費し過ぎたという消費者の責任もあるのかという話でもあるんですけども、やっぱり資源管理ということを本当に優先するということが大事だし、もつけを優先するんじゃなくてやっぱり資源管理というふうにする、そういう意味では、大手資本の動きもしっかりと把握をして管理するということが資源管理にとっても重要なじやないかというふうに思うんです。

日本は、ウナギの保護や自然管理に努力

をしていて、この資源管理を行つておるところ

が、ウナギの大量消費国として、国際社会

に対して率先してウナギの保護や自然管理に努力

をしていると、こういう姿勢を示すということは

大切だと思うんですね。一方で、中国や台湾を含む東南アジア一帯でこのシラスウナギの不漁が続

いているということなんですね。乱獲といふことも言われている

が減少したのか。乱獲といふことも言われている

んですけれども。

そこで、日本が大量消費国として考える必要が

あるというふうに思うのは、ウナギの加工品を含めて海外から買い集めて商品を周年化する構造があ

ることだと思ふんです。いわゆる大手資

本が海外から安く仕入れて販売する形でそれが現

れていて、こういう構造が資源の減少を招いて国

際自然保護連合が監視をしてきたという側面があ

るんじやないかと。そういう現状について、どの

よう認識をされているでしょうか。

○政府参考人(本川一善君) 全国の天然ウナギの漁獲量でござりますが、私どものデータで古いの

が一九六三年、これは二千六百九十分でございました。一九八三年には千八百八十八トンに減少しました、二〇一二年には百六十五トンということになつております。

一方で、利根川、霞ヶ浦、那珂川、御指摘いたしましたことを合計した天然ウナギの漁獲量は、同様に、一九六三年のデータは残念ながらございませんが、一九八三年は二百六十一トン、それから二〇一二年は六トンということになつておるところでございます。

○紙智子君 今は全国の話をされて、利根川の話だけでしたか。霞ヶ浦と那珂川についても御説明をお願いしていたんですけど。

○政府参考人(本川一善君) 利根川、霞ヶ浦、那珂川を合計した天然ウナギの漁獲量を先ほど後ろでは申し上げました。

ちなみに、利根川につきましては、個別に申し上げますと、一九八三年が二百二十八トン、二〇一二年は五トンでございます。霞ヶ浦は、一九八三年は十三トン、二〇一二年はゼロというふうに統計上は出ております。それから、那珂川につきましては、二十トンであつたものが一トンというふうに統計上は出でております。

○紙智子君 ちょっとと丁寧に言つてほしかつたんで、利根川、霞ヶ浦、那珂川はかつてウナギの宝庫だったわけです。私も行つてお話を聞いて、本当にびっくりしたんですね。そうだったのかといふことはすごく大事だと思うんですね。そこで、ウナギの漁獲量について説明をいただきたいと思うんです。一九六三年と一九八三年、それから二〇一二年、この全国の漁獲量と、利根川、霞ヶ浦、那珂川の漁獲量について御説明をお願いいたします。

○政府参考人(本川一善君) 全国天の天然ウナギの漁獲量でござりますが、私どものデータで古いの四十トンがゼロになつたと。

茨城県に特定非営利法人霞ヶ浦アカデミーという団体があるわけですけれども、その団体の通信、出しているんですけどね、海夫通信、海夫といふのは海の夫と書く、海大通信というのがあります。専門家によれば、過剰な漁獲、それからシラスウナギについて述べておられるんですね。一九六〇年代の全国の漁獲量の最高値は百七十四万トンだったと。それが、利根川水系の漁獲量は百三十八万トンということですから、実に全国の八〇%も占めていたということを紹介しているんですね。常陸川水門ができる前のシラスウナギが霞ヶ浦に入れなくなつたというふうに分析しているんですよ。

今日お配りしている資料があつて、ちょっとこれ小さいでなかなか見にくいくと思うんですけども、水色の川の流れのことと霞ヶ浦の状況を簡単に略図になつていてますけれども、これを見てもらいたいんですけど。常陸川水門、小さく霞ヶ浦に入れなくなつたといふふうに分析しているんですよ。

霞ヶ浦の下流にある水門です。霞ヶ浦開発関連事業が漁業にどういう影響を与えたのかということです、これについて分析をされているでしようか。

○紙智子君 これまで霞ヶ浦開発関連事業が漁業にどういう影響を与えたのかということです、これについて分析をされているでしようか。

○政府参考人(本川一善君) 今突然お伺いいたしますので、ちょっと私どもとしてそのような分析をしておるかどうか、手元には資料を持っておりません。

○紙智子君 これ、通告していましたよ。

○政府参考人(本川一善君) 常陸川水門ができるまでの、ちょっと私どもとしてそのようなことによる影響といふことはございませんけれども、利根川、霞ヶ浦、那珂川における個々の開發行為による魚類の生息環境への影響を具体的には特定できませんけれども、その漁獲量を比較すると、利根川では四十三年と二十四年を比較すれば三万三百二十七トンから六十三トンに、それから霞ヶ浦において一万四百四十トンから五百七十トンに、那珂川においては二千七百九十トンから八百八十五トンに減少しておりますが、この常

陸川水門ができることに伴つてどういうような変化が生じたかということについて、私どもとして今資料を持ち合わせていないことでござります。

○紙智子君 数字の上では非常に大きく減つていることが今述べられたと思うんですけれども、それで、東京大学の大気海洋研究所などのグループがウナギ漁獲量と護岸率というのを調査している報道がありました。護岸工事などで失われた自然の岸辺の割合、いわゆる護岸率、これとウナギの漁獲量との関連を九か所の湖沼、湖、沼ですね、湖沼と十八の河川を調べたようです。

霞ヶ浦では、七〇年代半ばは護岸率が一〇%程度で漁獲量は二百トン近くあつたと。護岸率が上がるごとに漁獲量は急激に減少して、護岸率が九五%を超えた九〇年代にはウナギはほとんど捕れなくなつたということなんですね。ウナギはコンクリートが嫌いだということが報道記事になつていて、それでも、開発が漁業にどういう影響を与えたのかということを、これは分析、検証すべきやないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。水産庁長官。

○政府参考人(本川一善君) まさにウナギの生息環境が悪化することに伴つて、ウナギに限らず内水面の魚類に影響が生じておりますので、私どもとしては、そこは十分に認識をした上で内水面のそういう生息環境を改善するような事業とか、そのようなものを進めさせていただいているところでございます。

○紙智子君 私、今質問したのは、どういうふうな影響を開発が漁業に与えているのかを分析、検証すべきじゃないですかというふうに申し上げただすけれども、それについてはどうですか。

○政府参考人(本川一善君) まさに方向としてはおっしゃるとおりだと思います。

どのような立場の者がどのようにやつていくのかといふことはござりますけれども、私どもとしては、まさに都道府県なり試験研究機関とも連携を取りながら努力をしてまいりたいと考えております。

す。

○紙智子君 検証するのは当然だと思いますよ。漁業の分野からいえば非常に大きな影響あるわけですから、ちゃんとやるべきだというふうに思います。

さて、次に霞ヶ浦導水事業についてお聞きします。内水面を振興するに当たって、河川やダムなど導水事業が大きな影響を与えています。霞ヶ浦導水事業についてお聞きしますけれども、もう一度ちょっとお配りした資料を御覧いただきたいと思います。

それで、霞ヶ浦導水事業の概要ということで書いてあります。利根川、霞ヶ浦、那珂川のところを結んで、約四十五キロなんですね、相当の距離なんですけれども、ここを結んで直径約四メートルの地下トンネルを造つてそこに水を流すといふことなんですね。

それで、国土交通省、今日来ていただいているけれども、国土交通省にお聞きしますけれども、導水事業の工事の現状について説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(加藤久喜君) お答えをいたしま

す。

霞ヶ浦導水事業は、那珂川、桜川、霞ヶ浦及び利根川を連絡する流況調整河川を建設して水質の浄化、流水の正常な機能の維持増進、都市用水の供給の確保を図るものでございまして、先生の御質問ございました主な工事の内容でござりますけれども、四つの区間のトンネル、十二基の立て坑、四つの機場、いわゆるポンプ場から成つております。

トンネル工事につきましては、那珂川と桜川付近をつなぐ水戸トンネル、これが完成。桜川付近から石岡市の高浜機場をつなぐ石岡トンネルは二十四・五キロメートルのうち約三割が完成。高浜機場から土浦放水口をつなぐ土浦トンネルは未着手で、利根導水路は完成をしております。立て坑につきましては、十二基の立て坑のうち土浦放水

口を除く十一基が完成をしております。また、四つの機場のうち、利根機場、桜機場が完成、那珂機場は陸上部が完成、高浜機場が未完成という状況になっております。

○紙智子君 ちょっとと、すごく簡単過ぎる説明なんですけれども、要するに飛び飛びで、できています。

それで、これは平成二十一年に民主党が当時政権だったときに、ダムの検証委員会の対象事業になつたわけですよね。それで、事業目的やそれから用水の補給や関連整備対策などを検証して、予断なく継続するか中止するかを検証するということが言っていたと思うんですけども、そういうことがありますよ。そのところを言つてほしかったんですけれども、これを結んで直径約四メートル

の検証でございますけれども、今後の治水対策の方に関する有識者会議、ここで検証の手順、手法等を示した中間取りまとめが出されましたけれども、このところを言つてほしかったんですね。

○政府参考人(加藤久喜君) お答えいたします。

今のが言っていたと思うんですけども、そういうことが言つてほしかったんですね。

それで、検討主体である関東地方整備局において検討を進めてまいりました。

具体的な検討としては、水質浄化、流水の正常な機能の維持、新規利水という各目的ごとに複数の対策案の検討、概略評価による抽出を行いました。その上でコスト、実現性、環境への影響等の評価軸ごとの評価、そして目的別の総合評価を経まして総合的な評価というものを行つております。

平成二十六年五月八日に事業評価監視委員会の御意見をお聞きし、事業を継続するという対応方針が本省に報告されたところです。

また、検討の過程におきまして、パブリックコメントを行つとともに、河川工学、それから漁業、生物等の学識経験を有する者からの意見聴取、関係する住民、地方公共団体の長、利水者からの意見聴取を行つております。

○政府参考人(加藤久喜君) コストの点を重視して検討いたしますけれども、その間に影響の評価でとか実現性の評価、そういう点につきましては現行計画案が最も安く付くんだというふうなことが議論されているわけですが、その検討の場におられる幹事会の構成メンバーというのほど

ての対応方針を決定することになるということでおざいます。

○紙智子君 その会議があつて検証して、予断なく継続するか中止するかを検証すると言いましたよね。予断なくとおつしやつてましたよね。そこを確認したいと思います。

○政府参考人(加藤久喜君) 検証においては、継続か中止かということについて予断なく検討するということでおざいます。

○紙智子君 それで、予断なく検証するということなんですけれども、何を検証しているのかといふことについても少し詳しくお述べください。

○政府参考人(加藤久喜君) 先ほど申し上げまし

たけれども、目的ごとにどの案が優位かということも、水質浄化、それから流水の機能の維持、利水ということについて複数の案を作りまして、その中のどの案がよろしいかとということについて検討しております。

それで、霞ヶ浦導水事業のほかに代替案も含めまして、どの案がいいかということを検証をしておるといふことです。

○紙智子君 これに書いてあるものを持つて検討しております。

霞ヶ浦導水事業は、那珂川、桜川、霞ヶ浦及び利根川を連絡する流況調整河川を建設して水質の浄化、流水の正常な機能の維持増進、都市用水の供給の確保を図るものでございまして、先生の御質問ございました主な工事の内容でござりますけれども、いろいろな条件においてやつぱり検証しておるといふことです。

それで、いろいろな条件においてやつぱり検証しておるといふことです。

ういうメンバーなのか、御説明をください。

○政府参考人(加藤久喜君) 今御指摘のございました検討の場でござりますけれども、検討を進めるに当たりまして、関係地方公共団体から成る検討の場を設置するということになつております。

本事業におきましては関係知事、市長から成る検討の場と、それから関係都県の関係部局長クラスから成る幹事会というものを設置しております。具体的な幹事会のメンバーにつきましては、茨城県の企画部長、土木部長、生活環境部長、埼玉県の企画財政部長、企業局長、千葉県の総合企画部長、県土整備部長、東京都の都市整備局長、水道局長及び検討の主体であります関東地方整備局の河川部長というふうになつております。

○紙智子君 ずっと今御紹介いただいたように、開発部局が行つてある自己検証にすぎないわけですね。漁業関係部署は入つていませんよね。検討の場でパブリックコメント、意見聴取が行われているんですけども、学識経験者から多く出た意見というのは、那珂川、霞ヶ浦、それから利根川と異なる水系間の互換によって生物多様性が攪乱されているという意見が指摘されているわけです。関東地方整備局の検討を受けて、国の有識者会議で検討されることになるわけですから。

○政府参考人(加藤久喜君) ただいま御指摘のありました有識者会議でござりますけれども、有識者会議につきましては、その検証が中間取りまとめの方に向つて検討されたかどうかについて意見を述べるというのが有識者会議でございまして、先生御指摘の内水面漁業や生物多様性に関する専門家の方は入つていらっしゃいませんけれども、検討主体である関東地方整備局において、先ほど申し上げましたけれども、漁業や生物を含む様々な分野の学識経験を有する者から意見を聞くというプロセスを経て対応方針案が取りまとめられておるところでございまして、魚の迷入につ

いての対応等もそこに示されておるところでござります。

今後、有識者会議において中間取りまとめに沿つて検討されたかどうかについて意見を聞いた上で、国土交通省としての対応方針を決定することになります。

○紙智子君 プロセスにおいてとありますけれども、やっぱり構成している、これ自身を検証している中には入つていない、生物多様性の問題とかそういう漁業に関する専門家の人に入つていないと。入つていない中でこれ議論されてきていると

それで、那珂川はアユの週上も日本一というふうに言われているんですね。これも私も初めて知つたんですけど、アユの週上日本一だと。漁業法で、内水面の漁業協同組合には水産動植物の増殖義務が課せられているわけです。

霞ヶ浦導水事業の那珂川に幅五十メートルもの取水口を造る計画だと。巨大な用水路ができて川の流れが変わるので、ふ化したアユなどの魚類がこの導水に吸い込まれる、河川の流量は仔魚子供ですね、仔魚、アユの生育に影響を与える、水産資源の再生産力が破壊されて持続的利用が困難となるなど、これ問題が指摘されているわけです。

四月に行われた霞ヶ浦導水事業の再開の撤回を求める集会が開かれているんですけれども、ここの中に入つていいのでしょうか。

○政府参考人(加藤久喜君) ただいま御指摘のありました有識者会議でござりますけれども、有識者会議につきましては、その検証が中間取りまとめの方に向つて検討されたかどうかについて意見を述べるというのが有識者会議でございまして、先生御指摘の内水面漁業や生物多様性に関する専門家の方は入つていらっしゃいませんけれども、検討主体である関東地方整備局において、先ほど申し上げましたけれども、漁業や生物を含む様々な分野の学識経験を有する者から意見を聞くというプロセスを経て対応方針案が取りまとめられておるところでございまして、魚の迷入につ

開発行為の実施に当たつては関係者の利害が衝突する場合がありますので、漁業や水産資源に与える影響については慎重な調査を行うとともに、その結果を踏まえて、漁業権を有する、御指摘のある

漁業協同組合など、影響を受ける可能性のある関係者と十分に協議をし、調整をしていただきたい」とが重要であると考えております。

○紙智子君 そこで、ちょっと大臣にまたお聞きしますけれども、大臣は内水面の漁業の振興は大事だというお話を最初にされました。霞ヶ浦導水事業は、現在検証中ですので工事は止まっています。それで、内水面漁業を振興することに反対する方はいないというふうに思うんですけども、これも一般論で大臣にお聞きしますけれども、開発行為が内水面漁業にどういう影響を与えてきたのか、開発は国土交通省の仕事という縦割りではなくて、農水省としてもしっかりと検証して物を言ふことが大事だというふうに思うんです。そこで、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) 今長官から答弁いたします。こうして、開発行為が行われる際には、一般的に関係者の利害が衝突する場合があるわけですが、たぶん、開発行為が内水面漁業にどういう影響を与えてきたのか、開発は国土交通省の仕事という縦割りではなくて、農水省としてもしっかりと検証して物を言ふことが大事だというふうに思うんです。そこで、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○紙智子君 今長官から答弁いたしました。この影響をこの場合は受ける可能性のある漁業協同組合等との関係者の間の十分な話し合い、これが重要なと思っております。

我々としては、やっぱり、こういう話合い、協議が円滑に行われるような必要な役割を果たして、いくと、これが大事だと考えておりまして、この内水面漁業の振興に関する法律案、これが成立した暁には、この法案に盛り込まれております協議会のスキーム、この活用が図られるように適切に対応してまいりたいと思っております。

○紙智子君 ありがとうございます。

内水面漁業の振興と開発行政について質問してきました。それで、内水面漁業を振興するためにも、是非この内水面の漁獲量が減少している原因をしつかり検証して警鐘を鳴らして、内水面漁業

振興に力を入れるように要求をいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長(野村哲郎君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(野村哲郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、中泉松司君が委員を辞任され、その補欠として豊田俊郎君が選任されました。

○委員長(野村哲郎君) 次に、養豚農業振興法案を議題といたします。

提案者衆議院農林水産委員長坂本哲志君から趣旨説明を聴取いたします。坂本哲志君。

○衆議院議員(坂本哲志君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、養豚農業が国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であることを並びに食品残渣を原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業であることに鑑み、養豚農業の振興を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、養豚農業の振興に関する基本方針についてあります。農林水産大臣は、養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項等を内容とする基本方針を定めることとしております。

第二に、国及び地方公共団体の施策についてであります。国及び地方公共団体は、養豚農家の經營の安定、養豚農家による食品残渣又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料とする飼料の利用の増進、豚の飼養衛生管理の高度化等に必要な施策を講ずるよう努めることとしております。

第三に、援助についてであります。国及び地方公共団体は、養豚農家が基本方針に即した経営を行なうことができるよう、必要な情報の提供、助言、指導、財政上の措置その他必要な措置を講ず

決議(案)

我が国の花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっている。また、花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 花き産業及び花きの文化の振興に向けた取組については、国、地方公共団体、関係者等が緊密に連携し、一体となって進めることができるよう、法第四条に基づく振興計画が全ての都道府県において定められるよう促すとともに、市町村においても、法の趣旨を踏まえ、都道府県の振興計画に即して花き振興に積極的に取り組むことができるよう、必要な措置を講ずること。

二 「花き」とは、観賞の用に供される植物全体を指すものであり、具体的には、切り花、球根、花木類、盆栽等の鉢物、芝類、地被植物類をいうことを明確に示した上で、それぞれの特性に応じたきめ細かい振興策を講ずること。

三 花きの輸出の促進に当たっては、諸外国の植物検疫制度を調査し、事業者等に対し、輸出の円滑化に資する情報提供を行うとともに、花きに係る検疫条件について、我が国と諸外国との間で科学的根拠に基づき検疫協議が進められるよう、関係省庁とも連携して、必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何ぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(野村哲郎君) ただいま徳永君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

○委員長(野村哲郎君) 全会一致と認めます。よつて、徳永君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林農林水産大臣。

○國務大臣(林芳正君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分に尊重させていただき、関係省庁との連携を図りつつ、今後、最善の努力をしてまいる所存でございます。

○委員長(野村哲郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野村哲郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(野村哲郎君) 次に、内水面漁業の振興に関する法律案を議題といたします。

○衆議院議員(坂本哲志君) 提出者衆議院農林水産委員長坂本哲志君から趣旨説明を聽取いたします。坂本哲志君。

○衆議院議員(坂本哲志君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

○衆議院議員(坂本哲志君) 本案は、内水面漁業の振興に関する施策を総合的におつけてあります。漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であつて、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者等について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる政令で定める指定養殖業についての許可制度とともに、その実態を把握する必要があると認められる指定養殖業以外の政令で定める届出養殖業についての届出制度を創設し、指定養殖業者及び届出養殖業者はその養殖業に係る実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならないこととしておりります。

○委員長(野村哲郎君) 全会一致と認めます。

○委員長(野村哲郎君) 本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(野村哲郎君) この際、猪口君から発言を求めております。

○委員長(野村哲郎君) 内水面漁業の振興に関する法律案に対し、自由民主党、民主新党、新緑風会、公明党、日本維新の会、結いの党、みんなの党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○委員長(野村哲郎君) 案文を朗読いたします。

○委員長(野村哲郎君) 内水面漁業の振興に関する法律案に対する附帯決議案

内水面漁業は、水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしている。

しかしながら、内水面漁業を取り巻く状況は、漁場環境の悪化等による漁業資源の減少、外來魚やカワウによる被害、原発事故に係る風

についてあります。農林水産大臣は、あらかじめ国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得るとともに、水産政策審議会の意見を聴いた上で内水面漁業の振興に関する基本的方向等を内容とする基本方針を定めることとし、都道府県は、内水面水産資源の回復に関する施策及び内

水面における漁場環境の再生に関する施策の総合的かつ計画的な実施が必要と認めるときは、基本方針に即して、その実施に関する計画を定めるよ

う努めることとしております。

第三に、国及び地方公共団体の施策についてであります。国及び地方公共団体は、内水面水産資源に即して、その実施に関する計画を定めるよ

う努めることとしております。

第三に、国及び地方公共団体の施策についてであります。国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生息状況等の調査を行うよう努めることとす

るとともに、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展に関する施策を講ずるよう努めることとしておりま

す。

第四に、指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出についてであります。漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であつて、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者等について制限措置を講ずる必

要があり、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適當であると認められる政令で定める指定養殖業についての許可制度とともに、その実態を把握する必要があると認められる指定養殖業以外の政令で定める届出養殖業についての届出制度を創設し、指定養殖業者及び届出養殖業者はその養殖業に係る実績報告書を農林水産大臣に提出しなければならないことと

してあります。

第五に、協議会についてであります。都道府県は、内水面の共同漁業権者の申出に基づき、内水面漁業の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関必要な措置について協議を行う必要があると認めるときは、都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者等で構成する協議会を設置することができることと

しております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとするとともに、政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしております。

以上が本案の趣旨及び主な内容であります。

何ぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(野村哲郎君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——

○委員長(野村哲郎君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

評被害など非常に厳しいものがある。特に、ニホンウナギについては、その稚魚であるシラス

ウナギの漁獲が低迷しており、資源状態の悪化による国際的な規制の強化が懸念される状況となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一、ニホンウナギについては、ウナギ属に係る商業的な輸出入に対する国際的な規制強化の動向等を踏まえ、内水面漁業の振興はもとより、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承が図られるよう、資源の持続的利用を確保するべく、本法により導入される指定養殖業の許可・届出養殖業の届出をはじめとする各般の施策の活用を含め、実効ある対策を講ずるため、国内の体制を整備すること。

また、国際的な資源管理に向けた取組やシステムを一層推進すること。

二、内水面漁業協同組合の組合員資格に係る河川における水産動植物の採捕又は養殖を行う日数の算定に当たっては、内水面漁業が有している水産物の供給の機能及び多面的機能が十分に發揮できるよう配慮するとともに、必要がある場合には、水産業協同組合法の見直しついて検討を行うこと。

三、農業水利施設の整備、河川改修等が内水面の生態系に与える影響に鑑み、自然との共生及び環境との調和に配慮した農業水利施設、河川の整備等を推進するとともに、本法により導入される協議会の活用が図られるよう措置すること。

右決議する。

以上でござります。

○委員長 野村哲郎君　ただいま猪口君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野村哲郎君)　全会一致と認めます。

よって、猪口君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林農林水産大臣。

○國務大臣(林芳正君)　ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重させていただき、関係省庁との連携を図りつつ、今後、最善の努力を尽くしてまいる所存でございます。

○委員長(野村哲郎君)　なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野村哲郎君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、日米FTA反対、農家経営の危機打開に関する請願(第二七一〇号)

一、TPP参加反対、農業の再生に関する請願(第二七一一号)

一、日米FTA反対、農家経営の危機打開に関する請願(第二七一〇号)

第二七一〇号　平成二十六年六月十二日受理
TPP参加反対、日本農業の再生に関する請願
請願者　三重県四日市市　山下亭　外二十

請願者　札幌市　力丸ソル子　外十四名
紹介議員　智子君

農産物の輸入が増え、米価が下落する中、農家経営が続けられない事態が急速に広がっている。我が国の農林水産業や地域社会は壊滅的な打撃を受ける。二十一世紀は、食料は金さえ出せば輸入できる世界ではなく、地球環境の保全や食の安全、安心も切実に求められる時代である。今、我

価格保障や所得補償を充実し農産物輸入自由化をストップすることは急務である。日米間のFTA(自由貿易協定)、日豪FTA(EPA)は、農産物の全面自由化で農業の崩壊につながることは必至であり、認められない。自由化一辺倒のWTO(世界貿易機関)を見直し、食料主権を保障する貿易ルールを確立すべきである。大手スーパーの買いたたきなどによって米価が低落を続け、このままでは米を作る人がいなくなりかねない。日本農業や農家経営の当面する危機に対する打開策を取ることなしに、食料自給率の向上や農業所得の増大はあり得ない。

ついては、次の事項について実現を図られたことがあります。林農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林農林水産大臣。

○國務大臣(林芳正君)　ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重させていただき、関係省庁との連携を図りつつ、今後、最善の努力を尽くしてまいる所存でございます。

○委員長(野村哲郎君)　なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野村哲郎君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業の再生、食料自給率の向上が可能になること。

二、米価暴落を回避するため、政府が決めている備蓄米百万トンに上積みして緊急に買い入れること。

三、ミニマム・アクセス米の義務輸入を中止すること。

第二七一一号　平成二十六年六月十二日受理
TPP参加反対、日本農業の再生に関する請願
請願者　三重県四日市市　山下亭　外二十

請願者　札幌市　力丸ソル子　外十四名
紹介議員　智子君

政府は、例外なしの関税撤廃を原則とするTPP(環太平洋連携協定)参加への道を突き進んでいます。日本がTPPに参加することになれば、農業物輸入も完全自由化され、米の生産は九割減少、食料自給率は四〇%から一三%へ低下、農林水産業及び関連産業で八兆四千億円の生産減、三百五十万人の雇用が失われるなど(農林水産省試算)、我が国の農林水産業や地域社会は壊滅的な打撃を受ける。二十一世紀は、食料は金さえ出せば輸入できる世界ではなく、地球環境の保全や食の安全、安心も切実に求められる時代である。今、我

が国に迫られるのは、崩壊の危機が広がる農業を立て直し、食料自給率を向上させることである。

農家が安心して生産に励める条件を政府の責任で整え、各国の食料主権を尊重した貿易ルールの確立が不可欠である。TPPへの参加はこの方向に全く逆行し、外国人の看護師・介護士などの受け入れ、金融やサービス分野の外国企業への無秩序な開放なども迫られ、一部の輸出大企業の利益と引換えに国民の命や暮らしを売り渡し、国の形を大きく変えてしまうものである。

ついては、次の事項について実現を図られたことがあります。林農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林農林水産大臣。

○國務大臣(林芳正君)　ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重させていただき、関係省庁との連携を図りつつ、今後、最善の努力を尽くしてまいる所存でございます。

○委員長(野村哲郎君)　なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(野村哲郎君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十三分散会

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、養豚農業振興法案(衆)

一、花きの振興に関する法律案(衆)

一、内水面漁業の振興に関する法律案(衆)

第二七一一号　平成二十六年六月十二日受理
TPP参加反対、日本農業の再生に関する請願
請願者　三重県四日市市　山下亭　外二十

請願者　札幌市　力丸ソル子　外十四名
紹介議員　智子君

第一條　この法律は、養豚農業が、国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であること並びに食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業であることに鑑み、養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定について定めるところに、養豚農家の経営の安定、飼料自給率の向上等を図るための国内由来飼料の利用の増進、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、もつて養豚農業の健全な発展に資することを目的とする。

<p>(定義) 第二条 この法律において「養豚農家」とは、養豚農業を經營する者をいう。</p> <p>2 この法律において「国内由来飼料」とは、食品残さ又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料とする養豚に係る飼料をいう。</p>	
<p>(基本方針) 第三条 農林水産大臣は、養豚農業の振興に関する基本方針(以下単に「基本方針」という。)を定めることとする。</p> <p>2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	
<p>一 養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項</p> <p>二 養豚農家の經營の安定に関する事項</p> <p>三 国内由来飼料の利用の増進に関する事項</p> <p>四 豚の飼養に係る衛生管理(以下「飼養衛生管理」という。)の高度化に関する事項</p> <p>五 安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項</p> <p>六 その他養豚農業の振興に関し必要な事項</p> <p>七 農林水産大臣は、豚肉の需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。</p> <p>4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>5 農林水産大臣は、豚肉の需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	
<p>(養豚農家の經營の安定)</p> <p>(国内由来飼料の利用の増進)</p> <p>第五条 国及び地方公共団体は、養豚農家の經營の安定を図るため、養豚農業に係る生産基盤の整備、災害の予防その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>1 (施行期日) 第九条 国及び地方公共団体は、養豚農家が基本方針に即した經營を行うことができるよう、必要な情報の提供、助言、指導、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 (検討) 第十条 国は、この法律の施行後速やかに、安全性を確保しつつ、食品残さを原材料とする養豚における花き産業の振興のための施策に関する事項を図るとともに、循環型社会の形成に資する</p>	
<p>(豚の飼養衛生管理の高度化)</p> <p>第六条 国及び地方公共団体は、豚の飼養衛生管理の導入に対する支援、豚の排せつ物の処理の高度化を促進するため、高度な飼養衛生管理の手法の導入に対する支援、豚の疾病に対する検査体制の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第七条 国及び地方公共団体は、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るため、豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報の提供の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第八条 国及び地方公共団体は、豚肉の流通の合理化に供される植物をいう。</p> <p>2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。</p> <p>3 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針(以下単に「基本方針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p>	
<p>(援助)</p> <p>第一條 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。</p> <p>2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。</p> <p>3 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する計画(以下「振興計画」という。)を定めるよう努めなければならない。</p> <p>4 農林水産大臣は、振興計画を定めるに当たって花きの需給情報を把握するため必要があると認めることは、花き産業その他他の関係者に對し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>5 農林水産大臣は、振興計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	
<p>(基本方針)</p> <p>第三条 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針(以下単に「基本方針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>3 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	
<p>4 花きの文化の振興のための施策に関する事項</p> <p>5 花きの需要の長期見通しに即した生産量その他の花き産業の振興の目標に関する事項</p> <p>三 花き産業の振興のための施策に関する事項</p>	

ため、養豚農家が国内由来飼料又はその原材料を提供する者に関する情報を容易に得ることができるようにするための施策、飼料の製造(配合及び加工を含む。以下同じ。)を業とする者による国内由来飼料の生産の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

係る飼料の製造及びその利用の促進を図る観点から、これらに係る規制について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

第一条 この法律において「養豚農家」とは、養豚農業を經營する者をいう。

2 この法律において「国内由来飼料」とは、食品残さ又は国内において生産された飼料用の米穀等を原材料とする養豚に係る飼料をいう。

(基本方針)

第三条 農林水産大臣は、養豚農業の振興に関する基本方針(以下単に「基本方針」という。)を定めることとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項

二 養豚農家の經營の安定に関する事項

三 国内由来飼料の利用の増進に関する事項

(豚の飼養衛生管理の高度化)

第六条 国及び地方公共団体は、豚の飼養衛生管理の導入に対する支援、豚の排せつ物の処理の高度化を促進するため、高度な飼養衛生管理の手法の導入に対する支援、豚の疾病に対する検査体制の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第七条 国及び地方公共団体は、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るため、豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報の提供の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(援助)

第一条 この法律において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2 この法律において「花き産業」とは、花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業をいう。

3 農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興に関する計画(以下「振興計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 農林水産大臣は、振興計画を定めるに当たって花きの需給情報を把握するため必要があると認めることは、花き産業その他他の関係者に對し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

5 農林水産大臣は、振興計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七条 国及び地方公共団体は、花き産業が農地や農業の安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るため、花きの品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報の提供の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(花きの振興に関する法律案)

第一条 この法律は、花き産業が、農地や農業の安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るため、花きの品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報の提供の促進その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

第二条 農林水産大臣は、花きの需給事情を把握するため必要があると認めることは、花き産業その他他の関係者に對し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第三条 農林水産大臣は、花きの需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとする。

第四条 都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画(以下「振興計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

第五条 都道府県は、振興計画を定めるに当たって花きの需給情報を把握するため必要があると認めることは、花き産業その他他の関係者に對し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

第六条 都道府県は、振興計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七条 国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、花き産業及び花きの文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

四 花きの文化の振興のための施策に関する事項

五 花きの需要の増進のための施策に関する事項

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、安全性を確保しつつ、食品残さを原材料とする養豚における花き産業の振興のための施策に関する事項を図るとともに、循環型社会の形成に資する

七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市(地方自治法昭和二十二年法律第六十七号第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。)の長が指定区間(河川法第九条第二項に規定する指定区間をいう。)内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。

第三十五条第三項において同じ。)があるときは、あらかじめ、当該河川管理者に協議しなければならない。

3 都道府県は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

4 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

第三章 内水面漁業の振興に関する施策

第一節 内水面水産資源の生息状況等の調査

第十一條 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、内水面水産資源の生息の状況及び生息環境その他これらの施策の実施に関し必要な事項について調査を行うよう努めるものとする。

第二節 内水面水産資源の回復に関する施策

(内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等)

第十二条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、自然環境との調和に配慮しつつ、内水面水産資源の種苗の生産及び放流の推進、増殖及び養殖の促進並びにその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努める。

2 国及び地方公共団体は、水害等による内水面水産資源に係る被害が甚大である場合において特に必要があると認めるときは、内水面水産資

源を緊急に回復するための種苗の放流の実施等に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等)

第十三条 国及び地方公共団体は、オオクチバス等の特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八条)第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。)及びカワウ等の鳥獣(鳥類又は哺乳類に属する野生生物をいう。)(以下この条において「特定外来生物等」と総称する。)による内水面水産資源に対する被害を防止するため、当該被害を防止するための措置の実施に対する支援、特定外来生物等の効果的な駆除のための技術開発、特定外来生物等の広域的な個体数を管理する手法の開発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(内水面水産資源に係る伝染性疾病的予防等)

第十四条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源に係る伝染性疾病的予防及び蔓延の防止を図るため、必要な情報の提供、内水面水産資源に係る移動の制限その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 内水面における漁場環境の再生に関する施策

(内水面に係る水質の確保)

(内水面に係る水質の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資する水質の確保を図るため、下水道、浄化槽その他の排水処理施設の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 内水面に係る水量の確保

第十六条 国及び地方公共団体は、内水面における水量の確保を図るため、自然環境との調和に配慮しつつ、内水面水産資源の種苗の生産及び放流の推進、増殖及び養殖の促進並びにその成果の普及その他必要な措置を講ずるよう努める。

2 国及び地方公共団体は、内水面等による内水面水産資源に係る被害が甚大である場合において特に必要があると認めるときは、内水面水産資

(森林の整備及び保全)

第十七条 国及び地方公共団体は、森林の有する水源の涵養の機能の發揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、森林の整備及び保全に努めるものとする。

(内水面水産資源の生育に資する施設の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資するため、魚道の整備及びその適切な維持管理、産卵場の造成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全に資するよう、自然との共生及び環境との調和に配慮した河川の整備を推進するよう努めるものとする。

(回遊魚類の増殖の取組への支援等)

第二十条 国及び地方公共団体は、回遊魚類(内水面と海面との間を往来する水産動物をいう。以下この条において同じ。)の持続的な利用の確保を図るため、回遊魚類の増殖の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、内水面漁業(効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成)

第二十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を育成するため、内水面に係る漁業協同組合に対し、技術及び経営についての助言及び指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(多面的機能の發揮に資する取組への支援等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に發揮されるよう、内水面漁業者が行う多面的機能の發揮に資する取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十四条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業者の漁業の技術及び経営管理能力の向上、新たに内水面漁業に就業しようとする者に対する就業に関する

方法の習得の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(商品開発の取組等への支援)

第二十五条 国及び地方公共団体は、内水面漁業に対する国民の理解と関心を深めるよう、内水面漁業の意義に関する広報活動(川辺における自然体験活動に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、内水面水産資源の適切な管理に資するため、遊漁規則(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第一項の遊漁規則をいう。)等の遵守に関する啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十六条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であつて政令で定めるもの(以下「指定養殖業」という。)を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

(指定養殖業の許可)

2 指定養殖業の許可は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量を定めて行うものとする。

<p>3 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を當む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる養殖業について定めるものとする。</p> <p>4 第一項の政令を制定し又は改廃する場合は、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p>
<p>5 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。</p> <p>6 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。</p> <p>第二十七条 指定養殖業の許可を受けた者(以下「許可養殖業者」という。)が農林水産省令で定める期間以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>(届出養殖業の届出)</p> <p>第二十八条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で當まれる指定養殖業以外の養殖業であつて政令で定めるもの(以下「届出養殖業」という。)を當もうとする者は、養殖場ごとに、その養殖業を開始する日の一日前までに、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 名称又は氏名及び住所</p> <p>二 法人について、その代表者の氏名及び住所</p> <p>三 養殖場の名称及び所在地</p> <p>四 その他農林水産省令で定める事項</p>
<p>5 第二十六条第四項及び第五項の規定は、第一項の政令について準用する。</p> <p>(実績報告書の提出)</p>
<p>6 第二十九条 許可養殖業者及び届出養殖業者は、農林水産省令で定めるところにより、指定養殖業又は届出養殖業を行う養殖場ごとの当該養殖業に係る実績報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の実績報告書には、農林水産省令で定めるところにより、指定養殖業又は届出養殖業を行なう養殖場ごとの当該養殖業の量その他の養殖業の実態に関する事項を記載しなければならない。</p> <p>(漁業法の準用)</p> <p>第三十条 指定養殖業の許可に関しては、漁業法第三章第五十二条から第五十五条まで、第五十六条第一項第三号、第五十八条の二第一項ただし書及び第五項、第五十九条第四号並びに第六十二条の二第二項を除く。)及び第一百三十三条の規定を準用する。この場合において、これら</p>
<p>の規定中「指定漁業」とあるのは「指定養殖業」と、同法第五十八条第一項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な发展」と、「船舶の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数」とあるのは「指定養殖業に係る水産動植物の総量(以下単に「総量」という。)」と、同法第四項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的かつ健全な发展」と、「漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的かつ健全な发展」と、「漁業調整」とあるのは「漁業調整その他の公益上必要な事項は、農林水産省令で定める。」</p> <p>(農林水産省令への委任)</p> <p>第三十四条 この節に規定するもののはか、指定養殖業の許可又は届出養殖業の届出に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。</p> <p>第四章 協議会</p> <p>第三十五条 内水面において漁業法第六条第五項に規定する共同漁業の免許を受けた者(以下この条において「共同漁業権者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、当該免許に係る都道府県知事に対し、当該免許に係る漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に關する内水面水産資源の回復、内水面における内水面水産資源の持続的かつ健全な发展と読み替えるほか、必要な技術的説明は、政令で定める。</p>

し必要な措置について協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を設置するよう申し出ることができる。

2 前項の申出に係る都道府県は、同項の協議が必要であると認めるときは、協議会を設置することができる。

3 協議会は、当該協議会を設置する都道府県、第一項の規定により当該協議会の設置を申し出した共同漁業権者、当該協議会における協議に係る内水面について河川管理者がある場合には当該河川管理者、当該協議会における協議に係る事項について学識経験を有する者その他当該都道府県が必要と認める者で構成するものとする。

第五章 罰則

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項の規定に違反して指定養殖業を営んだ者

二 許可養殖業者であつて第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定に違反した者

三 指定養殖業の許可に付けた制限又は条件に違反して指定養殖業を営んだ者

四 指定養殖業の停止中その指定養殖業を営んだ者

前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する水産動植物又はその製品は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十七条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十七条又は第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十六条第一項、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第四十条 第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章第五節及び第五章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行のために必要な準備）

第二条 農林水産大臣は、第二十六条第一項又は第二十八条第一項の政令の制定の立案をしようとするときは、前条ただし書に規定する規定の施行前においても、水産政策審議会の意見を聽くことができる。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。（平成二十三年原子力事故による被害等への対策）

（水産基本法の一部改正）

第六条 水産基本法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第 号）」に改める。

う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。）による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年原子力事故による災害に伴い講ぜられた内水面水産資源の出荷を停止する措置及び内水面水産資源の採捕を禁止する等の措置により損失を受けた内水面に係る漁業協同組合を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出又は放流される水についての実態を踏まえ、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）等による当該水に係る規制の在り方にについて、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。